

令和5年度予算審査特別委員会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和5年3月7日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町役場大会議室
3. 開 会（開 議） 3月7日（火）午前8時55分宣告（第1日）

~~~~~○~~~~~

4. 出 席 委 員（13名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 6番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 議長  | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠 席 委 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 説明のため委員会に出席した者の職氏名

|                  |   |            |
|------------------|---|------------|
| 町                | 長 | 西 田 祐 三    |
| 副              町 | 長 | 今 岡 寛 之    |
| 教              育 | 長 | 佐々木 智 彦    |
| 企 画      部       | 長 | 鶴 岡 靖 三    |
| 総 務      部       | 長 | 丹 羽      勤 |
| 福 祉 保 健 部        | 長 | 森 川 雅 枝    |
| 建 設      部       | 長 | 久保田 誠 司    |
| 教 育      次       | 長 | 森 山 真 文    |
| 下 水 道 担 当 参 事    |   | 龍 岩 広 幸    |
| 建 設 部 次 長        |   | 門 前 誠 司    |
| 企 画      課       | 長 | 藤 原      靖 |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 魅力づくり推進課長       | 脇 本 健二郎   |
| 財 政 課 長         | 吉 本 真 人   |
| 総 務 課 長         | 中 村 修 介   |
| 税 務 課 長         | 松 井 良 哲   |
| 防 災 課 長         | 宮 垣 将 司   |
| デジタル推進課長        | 下 野 武 士   |
| 町 民 生 活 課 長     | 水 川 綾 子   |
| 住 民 課 長         | 近 森 茂     |
| 社 会 福 祉 課 長     | 杉 本 幸 穂   |
| こ ど も 課 長       | 新 藤 正 敏   |
| 長 寿 保 険 課 長     | 岩 本 宏 美   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 森 原 知 美   |
| 建 設 課 長         | 早稲田 誠     |
| 上 下 水 道 課 長     | 木 村 生 栄   |
| 生 涯 学 習 課 長     | 中 下 義 博   |
| 会 計 管 理 者       | 中 川 修 治   |
| 学校教育課教育指導監      | 小 村 孝 広   |
| 新 庁 舎 整 備 室 長   | 山 田 長 秀   |
| 収 税 対 策 室 長     | 森 原 宏 生   |
| 税 務 課 主 幹       | 日 高 博 之   |
| 防 災 課 主 幹       | 白 濱 誠 二   |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | 谷 川 雅 彦   |
| ひまわりプラザ館長       | 下 田 由 香 里 |
| 都 市 整 備 課 主 幹   | 岡 田 隆 弘   |
| 建 設 課 主 幹       | 矢 熊 健 治   |
| 図 書 館 長         | 片 岡 亜 由 美 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 7. 職務のため委員会に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 倉 本 勇 登 |
| 主 査         | 戸 成 正 考 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 付 託 案 件

- 第 10 号 議 案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 号 議 案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 号 議 案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 号 議 案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 号 議 案 令和 5 年度海田町一般会計予算
- 第 15 号 議 案 令和 5 年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 第 16 号 議 案 令和 5 年度海田町介護保険特別会計予算
- 第 17 号 議 案 令和 5 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 18 号 議 案 令和 5 年度海田町水道事業会計予算
- 第 19 号 議 案 令和 5 年度海田町下水道事業会計予算

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議 事 の 内 容

○委員長（宗像）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様でございます。定刻より少し早いんですけれども、全員おそろいのようなので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は 13 名でございます。定足数に達しておりますので委員会は成立します。直ちに本日の会議を開きます。本委員会に付託されました案件は、あらかじめ御手元に配付しております審査進行表のとおりでございます。また、先日の委員会での資料請求につきましては、次第とともに御手元に配付しておりますので御参照ください。なお、現地調査の担当部課長につきましては、作業着のまま出席を許可しておりますので、御了解願いたいと思います。審査に先立ちまして町長から発言の申出がございますのでこれを許します。町長。

○町長（西田）皆さん、おはようございます。早朝より御苦勞様でございます。令和 5 年度当初予算並びに関係諸議案について御審議をいただきます。十分な審議をいただき、議決をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宗像）本日の審査は、審査進行表のとおりです。まず、工事箇所の説明及び現地調査を行います。現地調査場所につきましては委員長に一任いただいておりますので、

本日は、一覧表 3 ページの 1 番から 7 番について現地調査を行いたいと思います。一覧表のうち図面説明のナンバー 1 番から 50 番につきましては、会議室で説明を受け、その後、現地調査に向かいます。なお、現地調査は 10 時 15 分頃の出発を予定しております。出発場所は、旧海田公民館としておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。それでは、工事箇所図面説明を行います。御手元の工事等箇所一覧表の 1 から 50 番までの順番に説明を受けます。なお、質疑はここでは行わず、午後からの各部の予算審査の場で併せて行いますので、よろしくお願いいたします。それでは、1 番から 3 番まで。新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）資料 37 をよろしくお願いいたします。1 番でございます。

○委員長（宗像）着座のまま。これからの説明は、職員の方、説明の間だけは着座でお願いいたします。

○新庁舎整備室長（山田）はい、番号 1、海田町新庁舎建設等工事建築でございます。工事概要とスケジュールにつきましては前年度に引き続き、資料に記載のとおりでございます。予算額は 3 億 5,213 万 8,000 円でございます。次のページをお願いいたします。番号 2、新庁舎建設の電気工事でございます。工事概要とスケジュールにつきましては記載のとおりで、こちらにつきましては、令和 4 年度からの繰越明許費で対応いたします。次のページをお願いいたします。番号 3、新庁舎建設の機械工事でございます。工事概要とスケジュールは記載のとおりで、令和 5 年度は予算額 34 万円でございます。以上でございます。

○委員長（宗像）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）それでは、西国街道デザインマンホール設置工事について御説明いたします。資料は、工事箇所図 38 をよろしくお願いいたします。海田町内の西国街道に広島市と共通デザインのマンホールを設置し、市と連携して西国街道の PR を行う取組とするものです。工事は、海田町域の西国街道のうち 6 か所を選定し、2 か年で 3 か所ずつ交換する予定でございます。令和 4 年度に 3 か所設置済み、令和 5 年度は 3 か所新たに設置する予定でございます。工事は、既存のマンホールの蓋を蓋受けごと交換いたします。工事費は、令和 5 年度分 194 万 5,000 円でございます。説明は以上です。

○委員長（宗像）ナンバー 5。総務課長。

○総務課長（中村）資料 39 をよろしくお願いいたします。件名は新庁舎臨時駐車場・臨時駐輪場整備工事でございます。場所は南昭和町地内で、現在、国及び県が管理しております高架

下 1,400 平方メートルを舗装し、新庁舎の臨時駐車場及び駐輪場として整備するものでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（宗像）防災課長。

○防災課長（宮垣）資料 40 をお願いいたします。番号 1、避難場所・公共施設案内看板新設工事でございます。現在、町内の 12 か所に設置しております避難場所の案内看板のうち 2 か所を新しく設置するものでございます。1 か所目は、庁舎移転に伴い、現庁舎の玄関入口横に設置しております案内看板を撤去することから、現在避難所として開設しております織田幹雄スクエアの入口周辺に設置いたします。もう 1 か所は、建設中の新庁舎の出入口に設置しております現在の案内看板を撤去し、新庁舎建設工事の進捗に合わせ、新たに庁舎出入口に設置するものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宗像）ナンバー 7。町民生活課長。

○町民生活課長（水川）それでは、資料 41 をお願いいたします。工事名は、環境センター屋外待機所整備工事。概要は、冷暖房を備えた屋外待機所を整備するもので、予算額は 250 万円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（宗像）ナンバー 8。こども課長。

○こども課長（新藤）それでは、資料 42 をお願いいたします。件名は、海田西小学校区児童クラブトイレ改修工事でございます。海田西小学校区児童クラブの屋外トイレの屋内化、手洗い場を新設し、屋内トイレの扉の位置を変更するもので、概要図と位置図は記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（宗像）続いてナンバー 9 からナンバー 20。建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。資料 43 の 1 をお願いいたします。まず、番号 9、海田市駅エレベーター改修工事についてでございます。事業の概要についてでございますが、経年劣化に伴いますエレベーターの主回路パワーモジュール取替や、インターホンバッテリーの取替等を行うものでございます。次に番号 10、資料番号 43 の 3、港町公園防球ネット新設工事でございます。事業の概要でございますが。

○委員長（宗像）ちょっと待ってください。飛んでますよ。

○建設部次長（門前）はい、失礼いたしました。大変失礼いたしました。番号 43 の 2、海田総合公園キャンプ場給排水。

○委員長（宗像）ちょっと待ってください。どっちどおりに行くの。こっちの一覧表どおりに行くんなら、まず、資料の順番が違うんで、このページを開いてくださいの説明し

ていただかないと。

○建設部次長（門前）分かりました。失礼いたしました。では、工事箇所一覧表の番号に沿って御説明をさせていただいたほうが分かりやすいかと思ひまして、今、そうさせてもらってよろしゅうございますか。

○委員長（宗像）はい。

○建設部次長（門前）はい。では、番号の 10 のほうからでございます。資料番号 43 の 3、港町公園防球ネット新設工事でございます。資料番号 43 の 3 でございます。

○委員長（宗像）いや、それはいいんじやが、何ページ目か。3 番ね、番号。

○建設部次長（門前）はい、3 番でございます。事業の概要でございますが、港町公園に隣接する住民の方からの要望に基づきまして、延長 30 メートルの防球ネットを設置するものでございます。予算額は 526 万 9,000 円でございます。続きまして番号 11、資料 43 の 4、明神公園テーブル設置工事でございます。事業の概要でございますが、自治会からの要望に基づきまして明神公園にテーブルを新設するものでございます。予算額は 50 万円でございます。次に番号 12、資料番号は 43 の 5 でございます。砂走公園トイレ新設工事でございます。事業の概要でございますが、自治会からの要望に基づきましてトイレを新設するものでございます。予算額は 303 万 8,000 円でございます。次に番号 13、資料番号で申しますと 43 の 6、海田総合公園シェルター外修繕工事でございます。事業の概要でございますが、経年劣化に伴いますシェルター、パーゴラ、トイレ、東屋等の修繕を行うものでございます。予算額は 609 万 5,000 円でございます。なお、以下、公園の修繕等につきましては、長寿命化計画に基づくものでございます。次に番号 14、資料番号で申しますと 43 の 7 でございます。海田総合公園給水井水制御盤改修工事でございます。事業の概要でございますが、経年劣化に伴います給水井水制御盤の改修を行うものでございます。予算額は 1,500 万円でございます。次に番号 15、資料番号で申しますと 43 の 8 になります。総合公園複合遊具時計塔修繕工事でございます。事業の概要でございますが、経年劣化に伴い故障している時計塔を修繕するものでございます。予算額は 142 万円でございます。次に、番号 16、資料番号で申しますと 43 の 9 でございます。あけぼの公園ベンチ修繕工事でございます。事業の概要でございますが、経年劣化に伴いますあけぼの公園のベンチを取り替えるものでございます。予算額は 50 万円でございます。次に番号 17、資料番号で申しますと、43 の 10 でございます。あけぼの公園遊具修繕工事でございます。事業の概要でございますが、経年劣化に伴い、錆び

ておりますあけぼの公園の滑り台などの遊具の修繕を行うものでございます。予算額は 50 万円でございます。次に番号 18、資料番号 43 の 11、一貫田公園フェンス修繕工事でございます。工事の概要でございますが、経年劣化に伴います一貫田公園のフェンスが一部破損していることから、修繕を行うものでございます。予算額は 50 万円でございます。次に番号 19、資料番号で申しますと 43 の 12 になります。寺迫公園トイレ外修繕工事でございます。事業の概要でございますが、経年劣化に伴います寺迫公園トイレの外壁や街灯等の塗装修繕を行うものでございます。予算額は 50 万円でございます。次に番号 20、資料番号で申しますと 43 の 13、南本町公園園路改修工事でございます。事業の概要でございますが、南本町公園の園路が樹木の根により一部盛り上がり変形していることから、修繕を行うものでございます。予算額は 50 万円でございます。

○委員長（宗像）続いて、21 から 31 まで。建設課長。

○建設課長（早稻田）はい。それでは建設課の工事等箇所図について御説明いたします。

資料 44 と併せて御覧ください。まずは、一覧表の番号 21、資料のほうは番号 1 の町道管理資材倉庫設置業務です。新庁舎移転に伴い道路陥没等の緊急時に必要な資機材を保管する倉庫を新庁舎周辺の県管理地内に設置するものでございます。予算額は 250 万円です。次に番号 22、資料のほうは番号 2 の町道 248 号線舗装修繕工事です。南堀川町地内の町道 248 号線において、劣化が著しい舗装 1,400 平方メートルを修繕するものでございます。予算額は 1,000 万円です。次に番号 23、資料のほうは番号 3 の町道 2 号線転落防止柵取替工事でございます。畝一丁目地内の町道 2 号線において、劣化が著しい転落防止柵 120 メートルを取り替えるものでございます。予算額は 700 万円です。次に番号 24、資料は番号 4 の町道 38 号線道路改良工事です。上市地内の町道 38 号線において、町道 36 号線との交差点部の隅切りを 13 メートル改良するものでございます。予算額は 300 万円でございます。次に番号 25、資料は番号 5 の町道 103 号線道路改良工事です。寺迫二丁目地内の町道 103 号線において、道路幅員の拡幅を延長 30 メートル行うものでございます。予算額は 1,000 万円です。資料の番号 6、町道 6 号線バイパス整備工事と、番号 7、仮称町道 143 号線道路改良工事と、番号 8、町道 137 号線道路改修工事につきましては、現地視察の時に説明をさせていただきますので、4 ページ進んでいただき、番号 26、資料のほうは番号 9 の中央橋側道橋橋りょう補修詳細設計業務です。南つくも町地内の中央橋側道橋において、橋りょう点検の結果を踏まえ、補修工事を行うための詳細設計を行うものでございます。予算額は 300 万円です。次に番号 27、資料のほう

うは番号 10 のひまわり大橋橋りょう補修詳細設計業務です。窪町地内外のひまわり大橋において、先ほど御説明した中央橋側道橋と同様の詳細設計を行うものでございます。予算額は 550 万円です。次に番号 28、資料のほうは番号 11 の唐谷橋橋りょう修繕工事です。東海田蟻ヶ原地内の唐谷橋において、補修詳細設計で定めた補修工法により、断面修復を行うものでございます。予算額は 1,000 万円です。次の資料 12 の畑の谷橋橋りょう修繕工事につきましても、現地のほうで説明をさせていただきますので、1 ページ進んでいただき、番号 29、資料は番号 13 の日の浦橋橋りょう修繕工事です。成本地内外の日の浦橋において、補修詳細設計で定めた補修工法により、横桁の修繕、床版の打替修繕を行うものでございます。予算額は 3,000 万円です。次に番号 30、資料は番号 14 の稲葉橋橋りょう修繕工事です。稲葉地内外の稲葉橋において、補修詳細設計で定めた補修工法により、床版の断面修復を行うものでございます。予算額は 400 万円です。次に番号 31、資料のほうは番号 15 の森川河川改修工事です。畝一丁目地内の森川において、大雨時に県道瀬野船越線との屈折部において、障害物の堆積等により発生する越水対策を行うものでございます。県道部に集水柵を設置し、上流部においては水路にライニング補強を行うものでございます。予算額は 1,000 万円です。以上で説明を終わります。

○委員長（宗像）続いてナンバー32 からナンバー36。教育次長。

○教育次長（森山）それでは、学校教育課分の説明をさせていただきます。資料 45 をお願いいたします。まず 32 番、資料 45 の 1 をお願いいたします。件名は、海田南小学校放送設備改修工事でございます。概要につきましては、経年劣化により放送の状況が思わしくないため、放送室及び事務室の放送設備を更新するものでございます。予算額は 580 万円でございます。続きましてナンバー33、資料番号 45 の 2 をお願いいたします。町内小学校外壁等修繕工事でございます。概要といたしましては、令和 4 年度に実施しました建築物定期報告業務におきまして、赤外線調査で浮きの兆候が見られた外壁について修繕を行うものでございます。町内の 3 小学校におきまして、外部仕上り材を剥がして、防錆処理を行うものでございます。予算額は 320 万円でございます。続きまして 34、資料番号 45 の 3 をお願いいたします。海田南小学校遊具更新業務でございます。令和 4 年度に実施しました遊具点検におきまして、経年劣化により使用が不可となった複合遊具を撤去し、肋木及びジャングルジムを整備するものでございます。予算額は 275 万円でございます。続きまして 35 番、資料番号 45 の 4 をお願いいたします。海田小学校



南校舎トイレ改修工事でございます。海田小学校南校舎のトイレにつきまして、便器の洋式化及び乾式化等の工事を行うものでございます。予算額は 5,850 万円でございます。続きまして、資料番号 45 の 5 をお願いいたします。海田中学校図書室出入口改修工事でございます。概要としましては、海田中学校図書室におきまして、生徒が入りやすい環境、それから明るさをとる等のために、既存の出入口を拡張し教育環境の改善を図るものでございます。予算額は 450 万円でございます。学校教育課分は以上でございます。

○委員長（宗像）続いて、ナンバー37。図書館長。

○図書館長（片岡）それでは、生涯学習課分の工事等箇所について説明いたします。資料 46 の工事等箇所図をお願いいたします。図書館増築部屋根等改修工事实施設計業務でございます。老朽化した外壁や平成 16 年度増築部分の屋根の改修工事に向けた実施設計を行うものでございます。予算額は 300 万円でございます。説明を終わります。

○委員長（宗像）続いてナンバー38 から 50 まで。上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、水道事業と下水道事業と御説明をさせていただきます。まずナンバー38 から 46 の水道事業会計の工事等内容を資料に沿って御説明いたします。資料の 48 をお願いいたします。まず 1 ページ目、番号 1、三迫二丁目地内配水管布設替工事です。三迫二丁目地内の町道 143 号線に布設してあります老朽化した配水管の更新に合わせて、口径を 100 ミリに拡大し、長寿命耐震管で 76 メートル布設替えるものでございます。予算額は 1,008 万 7,000 円です。次に番号 2、三迫二丁目地内配水管新設工事です。三迫二丁目地内の仮称町道 143 号線及び町道 6 号線バイパスの整備に合わせて、配水管を 141 メートル新設するものです。予算額は 875 万 6,000 円です。次に番号 3、三迫二丁目地内水管橋布設替工事です。三迫二丁目地内外の老朽化した水管橋を長寿命耐震管で、合計で 108 メートル布設替えるものです。予算額は 1,986 万 6,000 円です。次に番号 4、曙町地内配水管移設工事です。曙町地内で、昭和雨水幹線整備工事に伴い、配水管を 13 メートル移設するものです。予算額は 444 万 4,000 円です。次に番号 5、国信浄水場改修工事、電気・機械設備です。国信浄水場の急速ろ過池設備等の老朽化による取替工事で、ろ過設備等の機械設備を更新するものです。4 か年の継続費を設定して行っており、最終年の令和 5 年度予算は 1 億 600 万円です。次に番号 6、国信浄水場改修工事、管路施設です。国信浄水場の急速ろ過池設備等の更新に合わせて、管路施設の更新をするものです。予算額は 1 億 2,571 万 9,000 円です。次に番号 7、国信浄水場補給水ポンプ取替工事です。国信浄水場で老朽化した補給水ポンプ 1 台を取替

するものです。予算額は 682 万円です。次に番号 8、蟹原浄水場送水ポンプ改修工事です。蟹原浄水場で、メンテナンスのため送水ポンプ 2 台をオーバーホールするものです。予算額は 2,007 万 5,000 円です。次に番号 9、国信一丁目地内導水管布設替工事です。国信一丁目地内で、老朽化した導水管を合計で 6 メートル布設替えするものです。予算額は 412 万 5,000 円です。以上で、水道事業の工事の箇所説明を終わります。

続きまして、下水道事業会計の工事内容の御説明をいたします。資料 49 をお願いいたします。まず番号 1、瀬野川左岸排水区昭和雨水幹線整備工事です。近年、浸水が多発しております曙町、昭和中町地区の被害軽減を図るため、継続して県道矢野海田線歩道の地中に直径 700 ミリの F R P 管を 110 メートル布設するものです。予算額は 6,000 万円です。次に番号 2、瀬野川右岸排水区砂走第 2 幹線整備工事です。砂走、中野地区の浸水被害の軽減を図るため、広島市と連携して事業を行うものです。本町は雨水幹線の流末付近に逆流防止弁を設置し、広島市のほうでは、市域に排水ポンプを整備するものです。予算額は 400 万円です。次に番号 3、海田東第 2 幹線污水管新設工事です。東二丁目地内外で海田総合公園キャンプ場を供用開始できるようにするため、污水管を整備するものです。予算額は 700 万円です。次に番号 4、海田中央第 6 処理分区外三迫二丁目地内污水管新設工事です。三迫二丁目地内で、仮称町道 143 号線及び町道 6 号線バイパスの整備に合わせて、污水管を整備するものです。予算額は 1,000 万円です。以上で、公共下水道事業の工事の説明を終わります。

○委員長（宗像）以上で説明を終わります。それではこれより現地調査に移りたいと思いますが。はい。どうぞ、前田委員。

○委員（前田）まずね、今のこの予算書の中でね、いやいや、先言うとかないけん。

○委員長（宗像）いや、ちょっと待ってください。

○委員（前田）現地を見るんだからね、言うておかにゃいけんのじゃが。14 番の予算がね、609 万 5,000 円いう説明があったんじゃけども、これがどうなのかいというのが一つ。それから、建設工事の 43 かな、どうじゃったかいの。どこじゃったか。建設工事、資料の 43 の 3 番、港町公園防球ネット、海田町砂走地内、どうなのか。これ同じことを。明神公園テーブル設置工事、場所、砂走地内。それから、一貫田公園、海田町南本町地内。こういう間違っただけでは困るというふうにしるが思うんじゃけども、間違うとらんなら間違うとらんでいいんじゃが、ちょっとその説明願いたい。

○委員長（宗像）今説明に、説明の中にミスがあるか、資料にミスが、ちょっと私、確認

できてないんで申し訳ないんですが、それについてちょっと説明してください。

(「あるかないかよ」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 建設部次長。

○建設部次長(門前) はい。まずシェルターの関係ですね、すいません、私の口述の中でですね、誤りがありました。690万5,000円の誤りでございます。資料につきまして、大変失礼いたしました。港町公園と明神公園、すいません。あの、私のチェックが不十分でございまして、砂走ではなく、それぞれ、港町公園につきましては港町地内、明神公園については。

○委員長(宗像) 次長。直してほしいなら、どのページのどこをどういうふうに直すか、皆さんに説明してください。はい、崎本委員。

○委員(崎本) 間違えは間違えて、後から資料差し替えにやいけまあ。間違えましたじゃあ済まんじゃろう。町長、どうか。あんたが謝って間違いなら間違いで、後で資料を差し替えますいうて言やあ、一言で済むことよ。ちゃっとせいや。

○委員長(宗像) 町長。

○町長(西田) 資料の説明、また、この資料に関して不備があったこと、差し替えに基づいて行わせていただきたいというふうに思います。

○委員長(宗像) よろしいですか。差し替えしますんでよろしいですか。後から差し替えしますのが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) はい。はいじゃ、差し替えを、皆さんがそろい次第、それまでに直ちにしといてください。それから、移動のため暫時休憩しますが、バスがまだ来てないので、バスが来次第皆さんに移動してもらいますので、それまで休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 9時28分 休憩

(現地調査実施)

午前12時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長(宗像) 指定したよりも少し早いんですが、休憩前に引き続き委員会を再開します。ここで執行部から、資料43について訂正の申出がありました。御手元に訂正後の資料を配付しております。この際、執行部から発言を求められておりますので、これを

許します。建設部長。

○建設部長（久保田）午前中の工事箇所説明におきまして、前田委員より御指摘のありました工事場所について誤りがありました。修正したものをお配りのほうさせていただいております。今後このようなことがないように十分注意いたします。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長（宗像）続いて、第5次海田町総合計画前期基本計画実施計画と海田町財政収支見通しについての説明を受けます。説明と質疑は個別に行います。それではまず、第5次海田町総合計画前期基本計画実施計画について、執行部より説明を求めます。企画課長。

○企画課長（藤原）第5次海田町総合計画前期基本計画実施計画について御説明申し上げます。資料につきましては、資料34及び資料35をお願いいたします。説明につきましては、資料34の第5次海田町総合計画前期。

○委員長（宗像）着座のまま説明してください。

○企画課長（藤原）失礼いたしました。説明につきましては、資料34の第5次海田町総合計画前期基本計画実施計画、令和5年度から令和7年度の概要で御説明させていただきます。1、計画の趣旨でございますが、総合計画に掲げる都市像、ひと・まち・みらいをつなぐ、暮らしやすさが実感できるまちかいたの実現に向け、必要な事務事業を明らかにするため、3年間の中期計画を策定するものでございます。2、計画期間でございますが、今回の計画の期間は令和5年度から令和7年度の3年間でございます。3、計画の対象範囲でございますが、対象事業は、基本構想で示した施策の体系に基づいた事業でございます。4、計画の考え方でございますが、畝曾田線整備事業や町営住宅大規模改修事業など、大きな事業実施を踏まえ、総合計画の施策目標の実現に向け、計画的に事業を実施することとしております。5、事業計画でございますが、増減の大きいものについて御説明いたします。裏面、計画の推進力でございますが、令和5年度から令和6年度にかけては、主に庁舎移転が完了することに伴い、事業費の大幅な減が生じているところでございます。続きまして、施策の大綱ごとに、全体事業計画に対する構成割合を下の実施計画事業費の構成を棒グラフで示させていただいております。大規模事業の進捗の増減に伴い、割合に変化はございますが、計画の推進力以外につきましては、おおむね同程度の割合を維持しながら施策を展開する計画といたしております。資料35の実施計画の本編でございますが、第5次前期基本計画でお示した施策を体系ごとに

事業を取りまとめ、事業ごとに計画上の事業内容と事業費の推移をお示しさせていただいておりますので、これは、後ほど御覧いただければと存じますが、昨年度の資料からの変更点について説明させていただければと思いますので、資料 35 の 4 ページをお願いいたします。昨年度からの変更点といたしましては、昨年度の実施計画では、基本施策ごとに成果指標の進捗状況について掲載しておりましたが、事業の P D C A を回していくため、今年度から行動指標の進捗状況についても掲載することにいたしました。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宗像）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑を行う前に、皆様に御協力をお願いしておきます。各委員の皆様、質疑は原則一問一答形式により、回数に制限はありませんが、簡潔に行っていただくようお願いいたします。一般質問や演説にならないよう、よろしくお願いいたします。執行部の皆様、答弁は質疑の趣旨に沿って、簡潔、明確、できるだけ短く、分かりやすく、メモを取るなどして答弁漏れののないようお願いいたします。なお、答弁の際には挙手の上、職名を名乗っていただきますようお願いいたします。それでは、質疑があれば許します。ありませんか。佐中委員。

○委員（佐中）3 年間の第 5 次総合計画、前期。基本になってるのが、設備・リースのことが中心になって、15 年間でこれを解消しようという、全国、世界的にも、あるいは日本の国もそういう立場で取り組んでおりますが、一番は、貧困をなくそうという問題。2 番は、餓死、あるいは飢餓をゼロにするという問題で、いろんな問題が要因があるわけですが、町として、限られた財源の中で、ここに、1 番の、どういうん、このアイコンというか、載ってあるんですが、本当に苦しい方々がいらっしゃる。その点が具体的にないんですね。これは、個々につかんで対応するのかどうか、お尋ねします。

○委員長（宗像）企画課長。

○企画課長（藤原）今回の実施計画におきましても、それぞれの基本施策ごとに、SDGs の 17 の目標について、関係する目標についてを記載させていただいております。お尋ねの貧困をなくそうと、飢餓をゼロにということについても、複数の取組を組合せて取り組むことによって、町としてできる取組を実施していこうとするものでございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございませんか。大江委員。

○委員（大江）すいません。第 5 次計画の 32 ページの障害者地域生活支援事業の中に、計画では、5 年度は手話通訳設置事業というのがあると思うんですが、ここにはそれがないんですけども、これは見落としでしょうか、それとも関係ないんでしょうか。記載が

ないんですけど、どうなのでしょう。

○委員長（宗像）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）手話通訳者設置事業につきましては、来年度、計画策定の中で検討していくものとしております。

○委員長（宗像）どうぞ。大江委員。

○委員（大江）すいません。よく聞こえなかったので再度お願いいたします。

○委員長（宗像）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）手話通訳者の設置事業につきましては、来年度、計画策定の中で検討を進めていくということで、こちらのほうに記載はしておりません。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）今の質問に続いてなんですけれども、これ、令和5年度から令和7年度までの実施計画なんですけど、来年度に入れるのであれば、ここに入れておくべきじゃないんですか。

○委員長（宗像）企画課長。

○企画課長（藤原）現時点で実施が決まっているものについて掲載させていただくものでございまして、検討の結果、途中で入るということになりましたら、ローリングの中で、追加のほうさせていくこととなります。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）前回の計画までには載っておりましたが、それを今回削除した理由というのは何なんですか。

○委員長（宗像）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）計画のほうには、検討していくということで掲載をさせていただいているところでしたので、実施ということでの記載をしていたということでございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）なしと認めます。質疑を終結します。次に、海田町財政収支見通しについて、執行部より説明を求めます。財政課長。座って説明してください。

○財政課長（吉本）それでは、海田町財政収支見通しについて御説明いたします。資料は36、海田町財政収支見通しをお願いいたします。資料の表紙をめくっていただき、1ペ

ージ目には、作成に当たっての基本的考え方を、また次2ページ目には、試算の前提条件について区分ごとに記載をしております。2ページ目、一番下の決算調整額につきましては、推計の精度を高めるため、決算時に発生する歳計剰余金を決算調整額として別枠で計上し、歳入歳出差引額や基金残高に反映をさせております。これら前提条件をもとに試算した結果について、3ページ目をお願いいたします。3ページ目には、歳入歳出の区分ごとに5年間の内訳を示しております。また、同ページ下段には、基金や町債残高の推移、また健全化判断比率の試算を記載しております。この度の収支見通しのポイントとして、4ページ目をお願いいたします。4ページ目上段に、まず、財政調整基金の推計を記載しております。財政調整基金残高は、令和5年度から令和9年度にかけては、投資的経費等の財源補填のために活用し、令和9年度末残高は約15億円となる見込みでございます。次に、下段に町債残高の推計を記載しております。なお、本推計では、この度の3月補正予算で計上した令和4年度繰上償還と、また令和6年度に予定している庁舎移転補償金による繰上償還を含めて試算しております。その結果、令和9年度末残高は約105億円、実質的な町債残高は約40億円となる見込みでございます。最後に5ページ目をお願いいたします。公共施設等整備基金の推計でございます。庁舎移転事業等の財源に活用し、令和9年度末の残高は約1.4億円となる見込みでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（宗像）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中委員。

○委員（佐中）財政の見通しで臨債の問題。この5年間で、3億6,500万。令和3年度の決算では45億あったわけですが、ここの5年間だけが、3億6,500万。それで、4ページ目には、105億というのがありますが、これの、私が思う思いと、提案される思いがちちょっと違うんで、ちょっとその中身を発言あるいは答弁を求めます。

○委員長（宗像）財政課長。

○財政課長（吉本）臨時財政対策債につきましては、3ページ上段、歳入の町債の区分のうち臨財債ということで、収支見通し上は、毎年7,300万、5年合計で一番右の3億6,500万について、議員の御指摘のとおりでございます。また、4ページ目、下段、町債残高、令和9年度末で申しますと、委員御指摘のとおり、総額で105億円のうち、交付税算入額65億、この中に臨時財政対策債も含まれるものでございます。

○委員長（宗像）よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。以上で、第5次海田町総合計画前期基本計画実施計画と海田町財政収支見通しについてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○委員長（宗像）続いて、予算関連条例案について審査します。町長の提案理由及び主管課長などの説明は終わっております。はじめに、第10号議案、海田町国民健康保健税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中委員。

○委員（佐中）国保税の問題で来年度から実施する。

○委員長（宗像）佐中委員、マイクのスイッチを。

○委員（佐中）6年度で終わると。それで、資産税を、今回、終わりかも分かりませんが、掛けておると。で、来年度になると、資産税がなくなると、大幅に応益応能の関係が違ってくるのではないかというように思うんですね。それで、今は応益応能の割合、最終の6年度ではそれがどうなっていくのか。均等割と平等割、これが応益になるわけですが、この割合が大きく変わってくると、ものすごいこう、生活に影響するというふうに思うんですが、それはどうなるのか。お尋ねします。

○委員長（宗像）税務課長。

○税務課長（松井）まず1点目の現在の応能と応益の割合でございますけれども、応能分につきましては約49.9パーセント、応益分につきましては約50.1パーセントとなっております。50.1。はい。で、資産割がなくなってしまうところなんですけれども、こちらにつきましても、残った所得割と均等割、平等割、所得割の部分が、応能分になるんですけども、50対50になるように調整をかけて計算していくものでございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

続いて、第11号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

続いて、第12号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定

についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

続いて第13号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田委員。

○委員（前田）これがね、わしも分からんから聞くんじゃけども、あっちこっちの看板で、看板の設置状況というのか、そういうのを実際に、毎年どっかの基準日を設けて調査しとるのかどうか。農地については、一応、1月1日現在で調査をして、どういう状況にあるかということになっておるんですが、道路の占有物、例えば一番分かりやすいのがテント、あるいはまたその他の店の看板、そういうものが道路の上に出とるんじゃ。いわゆる、はみ出とる言うたほうが分かりやすいかも分からんが、そういうものの実態調査、把握をしとるんか、これ料金決めたけえいうても、そこらがなけりゃ何にもならんわけで、その実態をどういうふうに調査しとるか、その辺をちょっと確認したい。

○委員長（宗像）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。道路を占用している看板等の件についてお答えさせていただきます。これらの案件に関しましては、占用の許可をいたしております。なので、この更新時期がございますので、その更新時期をもって確認をさせていただいたところでございます。

○委員長（宗像）前田委員。

○委員（前田）今言われる更新、これ、わしも勉強不足なんだけども、看板、テントを設置したら何年でやり替えるんか知らんけども、現実には、今日午前中も町まわったたらね、どうもおかしいんじゃないかというような看板が幾つかある。その一つは、これはね、町道じゃないからね、非常に難しいんじゃけども、そういう看板がはみ出たのもある。だから、今言う更新時をもって、それでもって調査しております。分かったような分からんような話だが、実際にほんじゃ、店の前に、どういう理由は別にして、テントを設置する。あるいは看板。100パーセント届けが出とるのかどうかということになるわけで、どっかの看板屋に頼んで、おい、ちょっとここ看板を上げてくれや、というようなことも実際にあろうかと思うわけよ。だから今言うた、どっかで基準日を決めて、そういう調査する必要があるんじゃないか。ただ、良心に任してやっとするだけでは、ちょっと次元が低いんじゃないかという気もするが、そこらも含めて再度、ただもう、今後もそうい

う更新云々だけで、あるいは、良心に任せて新規設置する人の届け、これだけで調査とするのか。あるいは、今言ったように、どっかで確認を含めて調査するのだろうか。

○委員長（宗像）建設課長。

○建設課長（早稻田）はい。現在の取組でございますが、先ほどの更新もありますが、不法占有物件につきましては、届出とかそういう通報があったときに、対応させていただいておるところでございます。

○委員長（宗像）前田委員、いいですね。崎本委員。

○委員（崎本）今ね、そういうことを聞いとるんじゃないよ。そういう、許可しとるんじやが、それに違反しとる、あるいは許可なしのところがあんじゃないか。それを調査しちよるんかしちらんかちゅうことを聞いとってんよ。それ答弁がないじゃない。ただ何でもかんでも調査したら、それでええっちゅうもんじゃないんよ。ちゃっと質問、質問か質疑か知らんが、聞いておきなさいや。ちゃっとそういう調査する必要があるんじゃないか。あるんじやったら、今までどういう基準でしとられるかちゅうことを聞いとってんよ。ちゃっと質問されたことにきちっと答弁しなさいや、1回で。質疑を。質疑された場合ね、質問でも質疑でもいいよ。きちっと聞かれたことには答弁しなさい。委員長、それ、今後注意してくださいや。

○委員長（宗像）再度、答弁してください。建設課長。

○建設課長（早稻田）はい。おっしゃられるとおり不法占有物件を放置するというのはよろしくない状態だと思います。で、道路現場に出るとか道路パトロールした際に、そういったものを注意していきたい。今後の体制的なものについては、ちょっと検討課題とさせていただきたいと思います。

○委員長（宗像）崎本委員。

○委員（崎本）違法が検討課題じゃないでしょうが、違法があるかないか。調査を今後するかせんかいうて聞いとるんじゃないか。せんかったらおかしかろうが。調査せないけまあ。悪いこととええことは、ちゃっとあんたらが決めないけんことじゃないか。ちゃっと部長、ちゃっと答弁しなさいや。

○委員長（宗像）建設部長。

○建設部長（久保田）はい。今御指摘がありましたので、そういった方向でですね、今後、できるだけ調査のほうはしてまいりたいと考えております。

○委員長（宗像）ちょっとそれ、答弁おかしいんじゃないですか。指摘があったからやる

んじゃなくて、本来やるべき仕事をやってないってことでしょう。まあ、いいですよ。だからそういう指摘があったら今後きちんとやってくださいね。それから皆さん、再度申し上げておきます。答弁されたことを間違った、逃げるような答弁じゃなく、きちんとした答弁をしてください。お願いしますね。最初に申しましたように、的確に短く分かりやすく、きちんと説明をしてください。答弁漏れのないように、お願いいたします。ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。以上で、予算関連条例案の審査を終わります。ここで執行部入替えのため、暫時休憩をいたします。再開はあの時計で、13時30分。

~~~~~○~~~~~

午後1時23分 休憩

午後1時27分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（宗像）すいません。30分より早いんですが、始めてよろしいですか。それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。一般会計、企画部、総務部関係の審査を行います。執行部の皆様に申し上げておきます。答弁は質疑の趣旨に沿って、簡潔に要領よく行い、メモを取るなどして、答弁漏れがないようにお願いします。特に、無駄な答弁をせず、簡潔、明確に、分かりやすく説明をお願いいたします。なお、答弁の際には、挙手の上、職名を名乗っていただきますようお願いいたします。また、直ちに答弁できない場合は、その議題の終結するまでに答弁することを認めることとしますので、できるだけ速やかに回答をするようにしてください。それでは第14号議案、令和5年度海田町一般会計予算を議題といたします。それでは、まず、各部署の主な新規・拡充事業について、執行部より説明を求めます。説明は着座のまま説明を行ってください。企画課長。

○企画課長（藤原）資料33、令和5年度当初予算、主な新規・拡充事業等の1ページをお願いいたします。広報事業について説明させていただきます。1、目的でございますが、町の公式SNS、LINEに様々な機能を実装し、利用者の利便性の向上及び事務の効率化を図ることと、また、道路等の異常について利用者からの情報提供が可能となる機能を実装し、双方向の情報提供ができるようにするものでございます。2、令和5年度

からの拡充内容でございますが、LINEの機能拡張ツールを導入するものでございまして、（１）セグメント、絞り込み配信機能、（２）チャットボット、自動応答機能、（３）通報機能を導入するものでございます。３、予算額で、まず歳出についてでございますが、LINE機能拡張ツール導入委託料で96万8,000円、使用料で158万4,000円、歳入として、デジタル田園都市国家構想交付金127万6,000円を充当することとしております。

続きまして、２ページをお願いいたします。海田東地区拠点複合施設整備、地区拠点施設事業について御説明いたします。１、目的でございますが、町東部地域の生活利便性の向上のため、海田町立地適正化計画に定める地区拠点における拠点施設の具体化に向け、海田東地区拠点複合施設整備基本計画を策定するものでございます。２、事業内容についてでございますが、海田東地区拠点施設整備基本構想及び海田東小学校本館の老朽化詳細調査の結果を踏まえ、海田東小学校本館と地区拠点施設の複合施設の検討を進めることとし、海田東小学校本館整備基本構想と連携を図りながら、基本計画を策定するもので、内容といたしましては、町民意見等の把握、敷地条件等の把握に係る調査、施設計画の検討を行うものでございます。３、予算額は561万円でございます。また、業務が令和６年度までにわたるため、債務負担行為を設定するものとしております。４、スケジュールでございますが、令和５年度に、まず、海田東小学校本館整備基本構想が検討され、その後、令和６年度までに海田東地区拠点複合施設整備基本計画を策定しようとするものでございます。企画課の説明は以上でございます。

○委員長（宗像）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）はい、３ページをお願いいたします。庁舎移転事業でございます。継続事業でございます。目的は記載のとおりでございます。２番の令和５年度の事業概要でございます。令和５年度は新庁舎の建築・電気・機械の各種工事を進め、また新庁舎の備品の整備を進めてまいります。また引越業務等を実施するものでございます。次に３の予算額でございます。歳出のほうから、建築工事が３億5,213万8,000円、工事監理の業務委託料が690万円、機械工事が34万円、備品整備が１億6,894万6,000円、引越業務等で596万円を見込んでおります。また財源につきましては、庁舎移転事業債と各基金等でございます。以上でございます。

○委員長（宗像）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）それでは、魅力づくりPR事業について御説明いたします。

資料は4ページをお願いいたします。まず、目的でございますが、海田町の魅力を磨き上げ、新しい人のつながりと流れをつくる取組を推進し、関係人口の拡大を図るものでございます。事業内容でございます。(1)海田町ふるさと写真集作成事業でございます。新庁舎の落成に合わせ、海田町の昔の風景、暮らしの様子などの写真を集めた写真集を作成するもので、開庁式典で参加者に配布をしたいと考えております。また、約500部を町内居住者に抽選により配布、約200部を町外者で海田町に御縁のある方に抽選により無償配布する予定としております。予算額は398万2,000円でございます。次に(2)海田さつま応援事業でございます。学校給食で海田さつまを使用した場合、海田さつまの素の購入費を負担することで、学校給食でのメニュー化を後押しするものでございます。予算額は9万円でございます。(3)西国街道デザインマンホール設置工事でございます。広島市の安芸区と連携し、西国街道に同デザインのマンホールを設置し、西国街道のPRを図るものでございます。令和5年度は3か所設置いたします。予算額は194万5,000円でございます。(4)ヒマ太君啓発用品の作成事業でございます。ヒマ太君のノベルティグッズを作成し、イベント等で配布し、ヒマ太君、それから町花ひまわりをPRするものでございます。①ヒマ太君のステッカーを作成し、別に作成いたしますひまわりの種の袋と一緒に町内の幼稚園や保育園に配布等活用します。予算額は30万円でございます。②ヒマ太君のぬいぐるみを100体作成いたします。令和3年度に作成したぬいぐるみの別ポーズを作成し、各イベントでの商品等に活用いたします。予算額は48万6,000円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長(宗像)はい、総務課長。

○総務課長(中村)6ページをお願いいたします。モバイル給与明細システム導入事業についてでございます。2の事業内容につきましては、給与支給明細書について、インターネット上のクラウドサービスによって電子データの配布、職員のスマートフォン等による受け取りを行えるシステムを導入することで、今まで専用用紙による印刷・メールシーラーによる圧着・配付を行っていた給与支給明細書のペーパーレス化を行います。また、年末調整時の保険料控除等をインターネット上のクラウドサービスによって、職員のスマートフォン等から入力し、入力後のデータを印刷、添付書類を貼り付けて提出することで、現在、職員が手書きで提出している年末調整の保険料控除等について、デジタル化を図るものでございます。3のシステムの導入によるメリット・効果及び4の導入スケジュールにつきましては記載のとおりでございます。5、予算額につきまして

は 210 万 6,000 円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（宗像）防災課長。

○防災課長（宮垣） それでは 7 ページ、職員用防災活動服の整備について御説明させていただきます。1 の目的でございます。災害対応に従事する職員の熱中症などの健康リスクを軽減、また可動域が広く活動しやすい機能性や、役場の職員であるとすぐ分かる視認性の高い防災活動服を整備するものでございます。2 の事業内容でございます。全職員に新たな職員用防災活動服を貸与いたします。3 の予算額でございます。職員用防災活動服として、ジャケット、ズボン、帽子、ベルト一式を貸与するもので、予算額は 476 万円でございます。

続いて 8 ページ、デジタル簡易無線整備についてでございます。1 の目的でございます。現在運用している防災行政無線移動系システム機器の老朽化に伴い、新たにデジタル簡易無線機を整備するものでございます。2 の事業内容でございます。現在、携帯用として運用しておりますアナログ式の防災行政無線移動系システムを廃止し、新たにデジタル簡易無線機 20 台を整備いたします。3 の予算額でございます。デジタル簡易無線機一式、無線機 20 台を付属する充電器を整備し、災害対策班、災害対応パトロール班携帯用として 15 台、災害対策本部用として 4 台、保健師班用として 1 台を配備することとしており、予算額は 199 万 8,000 円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（宗像）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野） それでは、9 ページをお願いいたします。電算システム改修事業について御説明いたします。まず 1、目的でございますが、新庁舎開庁に合わせまして、庁内ネットワーク環境における事業の継続性の確保及び業務の効率化などを推進するものでございます。また、地方公共団体情報システムの標準化に向けた対応を行うものでございます。2、内容・効果でございますが、（1）ネットワーク再構築につきましては、町内のネットワーク環境を細分化することにより、一つの部署で発生したトラブルが他部署に影響しない構成にするとともに、通信機器を正副 2 構成にするなど、冗長化を行い、ネットワーク環境における事業の継続性を確保するものでございます。

（2）新庁舎無線 LAN システム構築につきましては、議場、会議室、ミーティングスペースなどに無線 LAN システムを導入することにより、自席以外でも端末を用いて業務を行える体制を整えることで、業務の効率化及びペーパーレス化を促進するものでございます。また、耐用年数を経過する職員用パソコンについて、無線化対応端末への更

新を行うものでございます。(3) 地方公共団体システム標準化に向けた文字同定作業につきましては、令和7年度末までに予定されております地方公共団体情報システムの標準化に伴い、本町独自の外字データにつきましては、標準文字に連動させるための作業を行うものでございます。3、予算額につきましては、ネットワーク再構築 7,480 万円、新庁舎無線 LAN システム構築 2,365 万円、職員用パソコン等セットアップ費用 462 万円、システム標準化に向けた文字同定作業 146 万 3,000 円でございます。

続きまして、10 ページをお願いいたします。デジタル化推進事業についてでございます。1、目的につきましては、新庁舎開庁に合わせまして、来庁者に対するサービスの向上、また来庁の不要化によるサービスの向上のため、デジタル技術を活用して各種事業を行うものでございます。2、内容・効果・スケジュールでございますが、(1) キャッシュレス決済の導入につきましては、①内容としましては、新庁舎・証明発行窓口での各種証明書手数料の支払いについて、クレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済を導入するものでございます。主な効果としましては、現金以外の支払い方法を用意することによる来庁者の利便性の向上や、現金のやりとりに伴う接触機会の削減でございます。スケジュールとしましては、現庁舎において試行を行い、新庁舎での本稼動を予定しております。続きまして、(2) 施設予約システムの構築につきましては、①内容としましては、公共施設の使用について、オンライン申請を可能とするシステムの構築を行うものでございます。主な効果としましては、時間の制約なく施設の空き状況の確認や施設予約が可能となることでございます。スケジュールとしまして、令和5年度においてシステム構築を行い、令和6年度モデル施設において試行を行い、令和7年度以降、試行結果を踏まえ拡充していくことを予定しております。予算額につきましては、歳出としまして、キャッシュレス決済導入業務 230 万 2,000 円、キャッシュレス決済利用料 33 万 3,000 円、施設予約システムの構築 101 万 7,000 円で、歳入としまして、キャッシュレス決済導入について、デジタル田園都市国家構想交付金 131 万 7,000 円を充当するものでございます。

続きまして、12 ページをお願いいたします。電算機器新庁舎移設事業についてでございます。まず1、目的でございますが、現庁舎から新庁舎に電算機器を移設するとともに、新庁舎とデータセンターとの通信環境を整えるものでございます。2、内容でございますが、(1) 現庁舎から新庁舎への移設につきましては、各種サーバや無停電電源装置など、現庁舎電算室設置の電算機器を新庁舎へ移設するとともに、新庁舎へサーバ

ラックを新設するものでございます。（２）専用通信回線の構築につきましては、新庁舎とデータセンターをつなぐ専用回線の構築を行うものでございます。３、予算額につきましては、各種サーバ移設等業務としまして 2,515 万 3,000 円、通信回線構築業務としまして 5 万円でございます。以上で、電算システム改修事業、デジタル化推進事業、電算機器新庁舎移設事業についての説明を終わります。

○委員長（宗像）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）続きまして、環境センターの改修について御説明いたします。資料の 13 ページをお願いいたします。１、目的でございますが、職員の身体的安全確保及び労働環境の改善を図るため、環境センターを改修するものでございます。２、事業内容でございますが、管理棟 1 階トイレの改修及び管理棟前の倉庫横に冷暖房を備えた屋外待機所を整備するものでございます。３、工事内容につきましては、管理棟 1 階トイレについては、和式大便器を洋式化します。屋外待機所新設工事については、基礎コンクリート、壁は合板張りで、冷暖房設備を設置いたします。４、予算額は、管理棟 1 階トイレ改修工事については、46 万 2,000 円、屋外待機所新設工事については 250 万円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（宗像）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。特にこれ、予算の中の審査の部分にも当たる部分がございますので、そこであんまりしないように、ここでしっかり議論をしておいていただければと思います。玉川委員。

○委員（玉川）２ページの海田東の拠点整備事業なんですけれども、町民等の意見等の把握というところで、アンケートを実施するということだったんですけれども、町長の施政方針のところでも質問させていただきましたが、心の専門家、安全対策の専門家からの意見聴取が必要だと思うんですけれども、この、ここでのアンケート調査、意見調査の中に、専門家等からの意見徴収というのは入ってるんでしょうか。

○委員長（宗像）企画課長。

○企画課長（藤原）はい。主には住民から御意見をいただくものとして想定しておりますが、そういったことについても含めていくことで考えてまいります。

○委員長（宗像）多田委員。

○委員（多田）はい。１ページ目の広報事業についてなんですが、LINE でいろんな機能を追加される、これは大変いいことだと思うんですが、例えばですね、坂町のように証明書発行のオンライン申請とか、図書館の貸出し予約、そのほかにも、小中学校の欠

席連絡なんかもできるんですけど、そういった機能というのは、これには付かないんですか。

○委員長（宗像）企画課長。

○企画課長（藤原）先ほどございました坂町の機能でございますが、現在予定しておる機能にはないんですが、今後拡張についても研究のほうしてまいりたいと考えております。

○委員長（宗像）崎本委員。

○委員（崎本）２ページ目よ。施設計画の検討というて書いてありますがね、しっかりと説明責任をやってね、やってもらいたいんじやが、その点についてどう思われますか。

○委員長（宗像）企画部長。

○企画部長（鶴岡）海田東地区拠点複合施設整備につきましては、丁寧に御説明し、議員の皆様ご理解を得てから進めてまいりたいと考えております。

○委員長（宗像）ちょっと待って。多田委員。申し訳ないんですが、今ここでは携帯を表に出さないようお願いいたします。皆さん、多分そういうふうに出決めをしてると思いますので、よろしくお願いいたします。下岡委員。

○委員（下岡）今の２ページですね、地区拠点複合施設整備なんですけれども、これ、総務費の総務管理費、企画ということで、予算提出されてるんですけれども、この東公民館の部分ですね、完成後はですね、どこの部署が管理をするのか。企画課が管理するのか、教育委員会の生涯学習課が管理するのか。設管条例はですね、どうするのか。公民館条例でやるのか、新たに地区拠点施設だとかなんとかいって、新たに設管条例を起こすのか。名称はですね、東公民館、海田東公民館にするのか。東地区拠点施設とか、わけの分からん名前にするのか、お尋ねします。

○委員長（宗像）企画課長。

○企画課長（藤原）地区拠点施設につきましては今年度、基本構想ということで機能の大きな方向性についてを検討させていただいたところでございます。来年度、学校の基本構想策定後、複合施設の基本計画を策定する中で、機能詳細を詰めていく中で、その機能を管理していくのに見合った管理主体を検討させていただくことになると考えております。また、名称についても、現時点においては決まったものはございません。

○委員長（宗像）下岡委員。

○委員（下岡）設管条例はどうするんですかというのも聞いてるんですけども。設管条例。

○委員長（宗像）企画課長。

○企画課長（藤原）先ほど答弁させていただきましたとおり、機能の詳細については基本計画の中で検討させていただきますので、その機能を持った施設としてこういった管理の仕方が良いのかということについては、その時点で検討のほうをさせていただくものでございます。

○委員長（宗像）下岡委員。

○委員（下岡）この複合化するですね、メリット。これ、企画から聞いているのはですね、3点挙げられてる。一つが、児童と地域住民の交流促進による地域への愛着を育む教育とコミュニティの充実。教育とコミュニティの充実ですね。2点目が、学校との機能の共用化などの効率的な施設整備。3点目が複合施設へ集約することによる事業費の集約ね。このメリットというのはですね、企画課でできるんですか。この内容を見たらね、教育だとかコミュニティいうたら、今の生涯学習課が担ってる機能じゃないですか。企画がなんかできるわけじゃないじゃないですか。2点目の、今の、機能の共用化などの効率的な施設整備、機能も、分かっているのは、教育委員会の生涯学習課と学校教育課じゃないですか。企画分かってないのに、どうやったらいいか、分かるんですか。そこの、今の複合化のメリットさえですね、非常に論理的に怪しい。あなたたちでできるわけないでしょう、教育委員会でない。ちょっと、今の、企画課、自分らではできると思うところかもしれないけども、上の町長、副町長、できると思いますか。ちょっと教えてください。

○委員長（宗像）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の複合施設につきましては、他部署にまたがる機能ということで、企画部のほうで担当をさせていただき、各部署の連携をとって、また改めて御説明させていただきたいと考えております。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）ちょっと委員会の運行について。今、新しい主なということで議題になっていますが、予算上に出てくるんですよ。これとダブって審議するようなんですけど、この辺については、どう運営、考えておられるんですか。

○委員長（宗像）私に質問ですか。私も実をいうと途中で気がつきまして。ちょっと一応座っていただければと。今、事務局と相談したんですが、もうこういうふうな形になるとるんで、今年はこれでやらさせていただこうということで、申し訳ありません。それで、私が最初に一言、中とかぶっておりますので、できるだけ中で質問のないよう、こ

ちらのほうで御質問をお願いしますとお願いしたところでございます。それで御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。確かにダブるかもしれません。よろしくお願いいたします。佐中委員。

○委員（佐中）これ以外の問題。

○委員長（宗像）現在は新規だけのこの事業だけの中の部分でございます。

○委員（佐中）それでここに出てきたら、じゃあ、質問さんの。質疑をさんの。

（「してもええんよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）いえ、この事業に関しては全部についてオーケーです。今ここに。

○委員（佐中）予算の数字がここに載っとるじゃない。これ、質疑をさんの。

○委員長（宗像）いえ、この中に書かれてる範囲内であれば、予算の数字でも。

○委員（佐中）何かロスがいっぱい出てきとるような感じがする。予算書で決めるのは、款と項なんですね。目、節は議決事項でない。

○委員長（宗像）おっしゃるとおりです。

○委員（佐中）新しいのは新しい事業が入ってくるから、これはまあええです。けども予算審議、数字をここに計上されとるこの中身について、これが新しくいうことで出てきとる。予算の概要も出てきとる。これについて、ダブっとるような気がする。

○委員長（宗像）いや。ですから、ダブっておるというのは、先ほど私のほうが説明したとおりダブっております。それで申し訳ございませんがということで、先ほど皆さんにお断りしたところでございます。それについては御理解ください。

○委員（佐中）じゃ、1点だけ。写真集のCDよね。もう五、六年前から、60周年記念のときから、私は、ずっと言ったり、私が持っておる資料も出したんですが、1,000個作るということでしたね。参加する人は無償、関係するところ。それ以外に、町民の人が関心を持っておられる。で、これは有償でもいいから、そういう対応については、どう考えておられますか。お尋ねします。

○委員長（宗像）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）写真集について無償で説明させていただいたものを有償でもいいのではないかという御質問だと思います。まず今回の企画としては、開庁式典に合わせて、海田町の歴史を振り返るということで、開庁式典の参加者に無償配布、それに合わせて1,000部作りますけども、残ったものを無償配布とさせていただきたいと思っております。話題づくりとさせていただきたいと思っております。そのあと、反響は

多いようだったら増刷等も検討しまして、その際に、また無償配布するか、有償配布するか、その時点で検討させていただきたいと思います。まず、この予算に上げてる 1,000 部につきましては、無償配布ということで考えております。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）今の問題は、町長に言わしたら、町の非常な財産だということを何回も繰返して言われたことがあるわけですね。町民の人は、かなりの関心を持って、あるいは、高齢者になればなるほど関心を持っておられる。そういう面では、無償配布してもいいんじゃないかなという、私は考えを持つんですが、その辺はどうですか、お尋ねします。

○委員長（宗像）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）まず、今回作らせていただくものにつきましては、開庁式典の式典参加者にお配りする。あとは、各、市町以外の。それ以外の方にも無償配布する予定でございます。抽選とかになろうかと。もし多ければ抽選になろうかと思いつつ、でも、無償配布する予定としております。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）それは今聞いて分かったんよ。私が言うのは、例えば、節目、70 歳以上であるとか、75 歳以上であるとか、敬老の祝いする代わり、副賞としてそれを提供したらどうかというような感じを持つんですが、そこまで考えてないんですか、お尋ねします。

○委員長（宗像）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）ちょっとそこまでは現在検討しておりません。はい。

○委員長（宗像）崎本委員。

○委員（崎本）10 ページ。わし、ちょっと一般質問でやって、これちょっと、あんた言われたんじゃが、電子マネー等のキャッシュレス決済をするために導入しますというが、どの程度やってんか、ちょっと説明お願いします。

○委員長（宗像）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）はい。キャッシュレス決済の導入につきましては、こちらのほうに記載してありますとおり、新庁舎での証明書窓口でのキャッシュレス決済の導入を検討しております。種類につきましては、クレジットカード、電子マネー、交通系 IC カードのほうを導入を予定しております。

○委員長（宗像）崎本委員。

○委員（崎本）あれか知らんのが、わし電子マネーのほうでちょっと一般質問したんじやが、せんいうあれやったんじやが、どうじゃったかいの。これ出てくるんじやったら検討してますぐらいは一般質問で言うてもろうたほうがよかったんじやが。うん。

○委員長（宗像）推進課長。崎本委員は、カードを発行してはどうかということなので、それとの兼ね合いについてきちんと説明してください。デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）失礼いたしました。この度のこちらのキャッシュレス決済につきましては、委員の質問でありましたカードへの電子マネーというものではなくてです、窓口での、住民票の発行の手数料とか、そういったものをですね、電子マネー、クレジットカード等で支払いを可能にするというものでございます。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）４ページの一つ目、西国街道のデザインマンホールのほう、４年度と５年度で、３か所設置っていうふうにされておりますが、魅力づくりＰＲ事業ということなんで、設置するだけではＰＲができないかと思うんですけども、設置後のＰＲのイベント等、または紹介等についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（宗像）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）令和４年度に設置しまして、それについては西国街道の今ガイドしておりますけども、そのガイドでの施設の紹介ポイントとさせていただいております。それから安芸区もデザインマンホールを設置しております、安芸区との連携事業で船越、海田、瀬野を西国街道一連歩く事業も、今、しております、その中でも紹介のほうをさせていただくようなコース設定をしております。

○委員長（宗像）ほかに。玉川委員。

○委員（玉川）もう１点、すいません。ヒマ太君のノベルティグッズを作成というふうにあるんですけども、これまでも、あるお店ではノート等を販売しているところがございましたが、このノベルティグッズ、今後販売の御予定はどうなんでしょうか。

○委員長（宗像）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）ぬいぐるみについては販売の予定はございません。個数が少のうございまして、ロットによって単価が非常に高くなりまして、販売するには、もう少しゼロが１個多いぐらいの作成をしないとちょっと販売価格に適していないという判断で、１００体のものについてはいろんなイベントに直接使うということで、無償ということにさせていただいております。

○委員長（宗像）玉川委員。いいんですね、魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）ステッカーにつきましても毎年ひまわりの種の袋を無償、いろんなとこに配布しておりますけども、幼稚園とか保育園に配るときにそのステッカーも一緒に、無償といいますか、ひっつけて配布しようと思っております。残ったものにつきましては、各種な、PRイベント等ありますので、そういったところでも、子どもたちに配るものとして活用していきたいというふうに考えてます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。前田委員。

○委員（前田）防災服の件なんじゃけどね、あれは一応、字で読むと貸し与えるというふうなことになるんだが、その管理。要するに、退職とかあるいは、破れたいうような場合もあるかも分かんが、その回収とかね、支給したらそのままのやりっ放しになるんか、それが何かに利用されんかということを懸念するわけですが、一応、貸し与えるということだから、もろもろの場合は回収するんかどうかということでもう聞いてみたい。

○委員長（宗像）防災課長。

○防災課長（宮垣）はい。御指摘のことなんですけど、退職の際とか、そういうふうな際には回収して、私どものほうで保管しております。

○委員長（宗像）もう1点。傷んだ場合どうするのか。防災課長。

○防災課長（宮垣）失礼しました。傷んだ場合はですね、常時、申出がございましたら、その分の予算も組んでおりますので、新しいものを支給させていただきます。

○委員長（宗像）前田委員。

○委員（前田）ちょっと余談の脱線するんじゃけども、過去にもこういういろんな服を貸与というか、支給しとると思うが。支給ということになると、また意味が違うんで、そこを重ねて聞くんだけどもね、過去も全部貸与であつたんか支給だったんか、今後もずっとこれは貸与でいくのか、場合によって物によっては支給していくのか、ちょっと確認を含めてお願いしたい。

○委員長（宗像）これ、ほかにも含めてとおっしゃられた、どこまでをお聞きされるんですか。この防災服。

○委員（前田）こういう制服を今までの貸与しとるじゃないか。

○委員長（宗像）これは制服やなんかも含めての話ですか。これちょっと、総務課長、総務課のほうの担当になるんで、総務課長。

○総務課長（中村）制服、作業服については貸与規定を設けておりますのでそれに沿って貸与いたします。退職されたときには回収をいたします。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。石橋委員。

○委員（石橋）はい。4ページの魅力づくりPR事業についてですが、海田さつま応援事業、新規となっております。この海田さつまの素というものはですね、袋開けてもらいますと、アルコール度がちょっと、持たすためにアルコールが強いとされておりますが、小学生に与えるとかいうふうになりますと、どのような形で与えられるのでしょうか。

○委員長（宗像）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）町といたしましては、直接的なメニューについて、どう言ったらいいですか、学校に指示するものではなくて、あくまでもメニューにつきましては学校の栄養士さんが検討されるものになります。で、令和3年度に一度出されたことがございまして、それは、焼きおにぎりにつけるたれとして加工されました。それから令和4年度につきましては、しゅうまいの中の具として使われました。子どもたちが食べやすいように、栄養士さんがいろんなことを考えて作られたと聞いておりますので、令和5年度予算を使われるときにもそのような工夫がしていただけるものというふうに思っております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。玉川委員。

○委員（玉川）8ページのデジタル簡易無線機の整備についてなんですけれども、既存のものからデジタル簡易無線機に変えるということだったんですけど、これによつての効果はどのように変わるのでしょうか。

○委員長（宗像）防災課長。

○防災課長（宮垣）効果のほうなんですけれども、実際のところ、今回、このような形で、前段で、昭和57年に、この設備のほうを整備しております。単体での機種がかなり重たいものになってるんで、軽減ができます。あと、実際にはですね、町内一円のほうですけれども、既に消防団のほうで29年から実証実験をしております。このあたりでも町内一円で、アナログじゃなくデジタルでできるというような形になりますので、より入りやすくなるという期待ができてます。以上でございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。小田委員。

○委員（小田）7ページ、職員用防災活動服についてでございますけれども、これ、金額が記載ありますが、これ、一式まとめてこの値段、それとも個別合わせてこの値段にな

るのか、内訳が分かればお願いいたします。

○委員長（宗像）防災課長。

○防災課長（宮垣）申し訳ありません。単体でちょっと値段のほうがないんですけども、一式でこの金額です。

○委員長（宗像）小田委員。

○委員（小田）単体で購入するのであれば、ベルトまで揃える必要があるのかなというふうに考えたんですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（宗像）防災課長。

○防災課長（宮垣）現在も制服に合わせたようなベルトを貸与しておりますので、それと同じような扱いにさせていただいております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。石橋委員。

○委員（石橋）はい。10 ページのデジタル化推進事業なんですけれども、キャッシュレス決済は不正利用に注意が必要だと思いますが、どのような対応を考えておられますでしょうか。不正利用。

○委員長（宗像）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）はい。キャッシュレス決済につきましては、レジスターのほうで職員側にございますので、職員のほうですね、例えば、住民票1通とかそういったところで設定をして、それについて、お客様のほうですね、決裁していただくということになりますので、不正利用ということは起こらないと考えております。

○委員長（宗像）石橋委員。

○委員（石橋）はい。その際にですね、手数料などの入金っていう形が加算されて取られたりするのでしょうか。

○委員長（宗像）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）決済手数料につきましては、町のほうで負担することを考えております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

続いて予算書の審査に移ります。審査の進め方ですが、基本的には各資料ページごとに審査を行います。歳出の中で担当課が異なったりページが飛んだりする場合があります。

す。ページをお示ししますので、よろしくお願いいたします。それでは資料 24 をお願いいたします。よろしいですか。

歳入からです。4 ページ、5 ページをお開きください。下段 4 項、森林環境贈与税を除く全てです。質疑があれば許します。下岡委員。

○委員（下岡）固定資産税なんですけれどもですね、これ、説明資料の 36 ページ。土地と家屋はですね、いずれも増額になってるんですけれども、償却資産がですね、3,500 万、対前年マイナスになってるわけですね。去年か何かは、海田バイオマスパワーが償却資産が、稼働したからといって、7,000 万かなんか大幅増になったんですけど、これ、減になった理由というのはどういうものなのか。今のバイオマスパワーがですね、例えば、定額じゃなくて、定率で、あれを、減らしていくからですね、金額がバイオマスパワーのほうが大きく減るだとか、何か特殊な要因がないとですね、こういうことにはならないと思う。自動車産業なんかもですね、今、結構、マツダなんか好調なんで、投資を減らすとは思えないんですけども、償却資産減の理由。

○委員長（宗像）税務課長。

○税務課長（松井）はい。下岡委員の御質問の償却資産の大幅減の理由でございますが、先ほど下岡委員もおっしゃりましたが、今年度、一部のエネルギー関連施設が大幅増になっておりますが、この部分が、減価償却で下がるのが、この減の大部分を占めております。

○委員長（宗像）下岡委員。

○委員（下岡）持って回った言い方するけれどもですね、それが、多分、定率で減価償却やってるんじゃないかと思う。定率でやるとですね、年度によって大きく下がってくる、定額だと同じ額ですから、下がることはないんですけども、そういうことですよね。

○委員長（宗像）税務課主幹。

○税務課主幹（日高）固定資産税の償却資産につきましては、必ず定率で償却することに決まっておりますので、定率での計算になっております。

○委員長（宗像）定率でしなきゃならない。佐中委員。

○委員（佐中）町税についてお尋ねをいたしますが、この表を見ると 35 ページ。初めて、久しぶりに自主財源が 51.2 パーセントになってきて、要因は、住宅が増えたという説明を受けておるわけですが、久しぶりの 50 パーセント以上で、ゆとりのある可能性が十分増えてきたというように私は認識するわけです。それで、住宅 1 軒、1 世帯当たり、

どのぐらい増えてるのか。条件がいろいろあるんですね。子どもがおったり老人がおったり、いろいろあるんですが、マンションと一戸建て、大体平均どのぐらいのそういう町民税の増につながっておるのか。それをお答え願いたいと思う。

○委員長（宗像）税務課長。

○税務課長（松井）1世帯当たりでどれぐらい町民税が増えたかっていうところがちょっと今計算すぐできないんですけども、住宅が増えた件数であれば、令和4年度であれば、住宅として使われるものについては114件が増えております。

○委員長（宗像）佐中委員。今、質問の中で町民税のことを、が、今お答えできないと言われたんですが、後からでも、その資料が必要ですか。いや、今、別のことでお聞きした。それで、もしよければ。

○委員（佐中）町税の中に住民税と固定資産税が。

○委員長（宗像）はい、はいじゃ、佐中委員、どうぞ。

○委員（佐中）私が問うのは、1世帯平均3人としても、出ることもあるんですね。保育の問題であるとか、あるいは高齢者だったら高齢者施設。だけども、歳入として、町税と固定資産税、1世帯当たり平均したら、マンションは幾ら、一戸建ての住宅は幾ら、大体どのぐらいで見とるのか、お尋ねをしておるところです。意味分かる。

○委員長（宗像）だから、固定資産税一戸当たりの単価は幾らかと聞かれてるんで、答えられないなら答えられない、後から出すなら後から出すとお答え願えますか。税務課長。

○税務課長（松井）一戸当たりっていう単価は今、持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただければと思います。

○委員長（宗像）佐中委員。後ほどでいいですか、それとも。

○委員（佐中）後ほど。

○委員長（宗像）後ほどなら分かるということなんですが、後ほど説明しますか。じゃあ、それ、いつ頃出せます。翌日、今日中に出せますか。この質問については、佐中委員、続きについては明日出してもらいますので、そのときに続きをお願いいたします。よろしいですね、皆さん。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）ほかにございますか。前田委員。

○委員（前田）入のほうの、過去何回か言うところ、特に固定資産税とか、ここにはないけども、例えば軽自動車の延滞とかになったらね、普通、車検を受けるから延滞は起き

ないと思う。私が過去何回か言うとするのは、固定資産。ね。繰越し分というのか滞納分というのか。これ何で起きるんか、それだけの措置はとれんのかということで、前に収税法の問題も言うたことあるが、去年だったかの。ここでは、どういうことでこういう滞納が何年もずっと出てくるんか。例えば、差押えとかそういうことができんのかいうて言うたんだけど、どうなのか。歳入の、特に滞納分について、過年度分と、これのちょっと説明を願いたい。

○委員長（宗像）収税対策室長。

○収税対策室長（森原）前田委員の言われるのは、固定資産税の回収の件だと思います。

こちらにつきましては、抵当権等を優先するものがございますため、処分のほうはできてないということでございます。

○委員長（宗像）前田委員。

○委員（前田）だから、そういうことがあるけえ、国税収納法とかそういうものに準じてね、やったらどうかいうことを前にも聞いたと思うんよ。それが、やらずにずっと滞納滞納で残るから、分かりやすく言うと、厳しくやれ、毅然たる態度をとりなさいということ言いたいわけよ。その辺が、どうか、甘いんじゃないかどうなのかなあいうことも言いたいわけよ。だから、そこらを押し切れんのかどうか。うん。大変だろうとは思いますが、どうなのか。

（「ちょっと言ええや、抵当権には順番があるんじゃけ」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）収税対策室長。

○収税対策室長（森原）先ほどの件なんです、順番がございますのでできない面がございます。

○委員長（宗像）不規則発言はなさらないようお願いします。ほかに質疑ございますか。前田委員。

○委員（前田）だから、そういうことがあるからね、1週間以内とかそういう日にちはある、順番。これは過年度の話しとるわけよ。じゃあ、それだけの手続の時間がないという意味。手続がある、時間がかかるじゃ、手順があるじゃいうて。わしは、じゃあ、屁理屈こ理屈よ。の、1年も2年も3年もかかって、手順がまだ踏めん理由があるのかどうか。何で3年も4年もかかって、手順が踏めんのか。だったら収税法は何なん。合わんじゃないか。ちょっとあったら、そこら説明してくれんさい。ね、ということで、こういう理由でもって、できん。明瞭な、ちょっと答弁願いたい。

○委員長（宗像）収税対策室長。

○収税対策室長（森原）現在、収納に関しましては、差押え、給与、予算、こちらのほう、まず、集中して取りに行っております。それと、先ほどの理由の面から、このような状態で対応をさせてもらっているところでございます。

○委員長（宗像）それ答弁になってないけど、固定資産税滞納で強制的に差押えして処分できんのかというのが一番お聞きされたいとこなんですよ。なぜそれができないのかっていうのを、もう少し分かりやすく説明してあげてもらえますか。収税対策室長。

○収税対策室長（森原）繰返しになりますが、抵当権等の順番がございまして、できないというようなことになっております。

（「その通りじゃけえ」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）私もそのとおりだと思います。多分、あなたがおっしゃりたいのは、既にあれでしょう、差押えかけようとしたときに抵当権等があるからでしょう。じゃ、それを説明してあげればいいじゃないですか。再度もう一遍、駄目だったら、税務課長で、税務課長。

○税務課長（松井）固定資産税の差押えの件でございますけれども、税債権の発生以前に銀行等で抵当権が入っておりますら、そちらのほうが優先になりますので、税のほうで差押えて換価をしたとしましても、そちらのほうに先に充当されてしまう。そこら辺がございまして、不動産差押えがちょっと難しい状況にございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。前田委員。

○委員（前田）ということは、生涯取れんということじゃない。逆に言やあ、じゃったら、不納で処分するのならそれでもいいし、今言う2番であろう3番であろう、公租公課優先の順位から、そういうことも含めて回収できんいうのはおかしい。幾らかは実効は上がってるけども、例年ずっと出てくるから言うてる。これがずっと目に見えて減ればね、それほど言わんのじゃけども。そこらがちょっと、差押えが3番だけえ無駄だと、そういうものではないと思うけども、もっとそういうのを、厳しゅうやれんのかどうか、やる気がないいうんか、どうでもできんいうのか、そこらをもうちょっと明瞭に説明願いたい。

○委員長（宗像）収税対策室長。

○収税対策室長（森原）土地の差押えについては先ほど課長が申したとおりです。これにかわりまして、今現在、収税対策室では、先ほども少し触れましたが、預貯金でありま

すとか、給与でありますとか、売掛金でありますとか、こういうものの差押えを重点に、できることをさせていただいております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、6 ページ、7 ページ、全部です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、8 ページ、9 ページ。

13 款、分担金及び負担金を除く全てです。ページの上の上段、案内表示板設置使用料までです。質疑があれば許します。下岡委員。

○委員（下岡）一番上の地方交付税です。説明資料の 41 ページ。地方交付税はですね、見かけ上は増えてるけれども、これ、実質的にはですね、臨時財政対策債と一体で見るべきものであってですね、国の財政が余裕があれば、普通交付税が増えるし、余裕がなければ、臨時財政対策債が増えるという関係にあるわけで、一体的に見るべきなんですけれども、一体的に見たときにはですね、減ってるわけですね。交付税だけ見たら増えてるけれども、臨時財政対策債が大きく減らされてるから、トータルではですね、11 パーセント、1 億 3,700 万減らされてる。ということなんで、国からの仕送りというか、この部分が減った理由ですね。多分、人口増によってですね、町民税等が増えたから、減らされたとか何だとかいうような理由があるんだと思うんですけども、その辺の説明をちょっと説明してください。

○委員長（宗像）財政課長。

○財政課長（吉本）お見込みのとおり税収増により基準財政収入額が増えることによるものでございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。多田委員。

○委員（多田）一番下のね、いわゆる A T M の設置使用料なんだが、2 万 4,000 円、これは新庁舎ができるけえ、それまでの分ですよ。で、その後はどうなるんですかね。

○委員長（宗像）総務課長。

○総務課長（中村）新庁舎への設置については現在検討中でございます。ここについては現庁舎のみとなっております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、12 ページ、13 ページ。

2 項、1 目、総務手数料と 2 目、衛生手数料です。ただし、1 目は戸籍手数料と住民基本台帳手数料は除きます。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、16 ページ、17 ページに移ります。中段 2 項、1 目、総務費国庫補助金のうち 2 番と 3 番です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、18 ページ、19 ページ。

3 項、1 目、総務費国庫委託金の第 1 節、総務管理委託金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、20 ページ、21 ページ。

一番上の上段 1 項、1 目、県移譲事務交付金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。24 ページをお開きください。

ちょっと待ってください。すいません。失礼しました。22、23 を見落としておりました。

22、23 ページをお開きください。中段 2 項、1 目、総務費補助金です。質疑があれば許します。石橋委員。

○委員(石橋) 総務費補助金で。

○委員長(宗像) ちょっと待ってください。今はそれ民生費ではございません。総務費の補助金のことですから、総務費の補助金の質問に絞ってください。

○委員(石橋) 間違えました。

○委員長(宗像) ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、24、25 ページをお願いします。上段 3 目、1 節、保健衛生費補助金のうち 3 番と 6 番及び第 2 節、清掃費補助金です。更に中段 6 目、消防費補助金と 3 項、1 目、総務費委託金は、厚生統計調査委託金と学校基本調査交付金を除く全てです。総務費委託金は次のページも含みますのでよろしくお願いいたします。質疑があれば許します。石橋委員。

○委員（石橋）はい。衛生費補助金、6番、6目の野良犬・野良猫対策事業補助金なんです。野良犬・野良猫対策はどのような形で行って、何件要望がありましたでしょうか。予算を想定しておられますでしょうか。

○委員長（宗像）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）この野良犬・野良猫対策事業補助金につきましては、野良猫に対する無責任な餌やりの禁止や、犬のふんなどを持ち帰っていただくための啓発看板を購入する予定としております。それに対する補助金でございます。

○委員長（宗像）いいですか。崎本委員。

○委員（崎本）これは補助金じゃけ、今の、実際にやっちよるやっちよらんは、ここじゃないんでしょ。ちょっと聞いてみますが。

○委員長（宗像）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）はい、令和5年度で行う事業に対する補助金でございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、26、27ページ。上段3目、衛生費委託金の1番と2番及び第17款、財産収入から全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、28、29ページ。中段2項、1目、細節4番、災害援護資金貸付償還金を除く全てです。下段の3項、雑入については、現在出席していないものの部署がございますので適宜対応させていただきます。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、30、31ページ。雑入の続きです。ここにも他の課のものがございますので、適宜対応させていただきますのでよろしくお願いします。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、32、33ページをお開きください。先ほどの雑入の続きと中段1目、総務債だけです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、34、35 ページをお開きください。中段4目、消防債と下段6目、臨時財政対策債です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

はい、続いて歳出を行います。36、37 ページをお開きください。このページは全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、38、39 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、40、41 ページでございます。全てです。質疑があれば許します。石橋委員。

○委員（石橋）はい。一般管理費の2項目、弁護士謝礼なんですけれども、弁護士謝礼金が1,400万になったわけは、去年は800万でしたけど、増加しておりますが、どういうことでしょうか。

○委員長（宗像）ちょっとこれ、すいませんが、これ140万ですが。

○委員（石橋）ごめんなさい、140万。訂正させてください、すいません。140万になったわけ。去年は80万でしたが、140万になったわけをお願いいたします。

○委員長（宗像）総務課長。

○総務課長（中村）今年度に比べまして大幅に相談件数と相談時間が増えましたことを鑑み、このような金額の増額といたしました。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、42、43 ページ、全てです。質疑があれば許します。ございませんか。石橋委員。

○委員（石橋）はい。庁舎管理事業の12項目で、現庁舎が委託料、委託料が新庁舎と、委託料のほうは現庁舎、新庁舎となっておりますが、新庁舎のみになると、どのくらいの形に、以降なっていくんでしょうか。

○委員長（宗像）総務課長。

○総務課長（中村）新庁舎で通年だとしたら委託料がどれぐらいになるかとの問いだと思
いますけれども、そうした場合につきましては、あくまでも概算になりますけれども、
3,000 万円程度の委託料になると考えております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、44、45 ページ、全て
です。質疑があれば許します。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）中ほどの新庁舎の臨時駐車場。バイパス下の高架利用の計画ですが、当面、
ここだけ、さっき説明があったところですが、町民センターからあそこの区間、一時説
明があったけども、途中で中断した、この計画はどうなってるのか。この予算は、当面
の予算ですけれども、将来どう考えてどうするのか、お尋ねします。

○委員長（宗像）企画課長。

○企画課長（藤原）東広島バイパス高架下の活用検討についての御質問ということだと思
っております。御指摘ございました町民センターの位置につきましては、地区拠点施設
に近い位置にございますので、地区拠点施設の機能と併せて、住民の意見を聴きながら
検討してまいりたいと考えております。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）私が言うのは、全体の構図が見えない。一部分だけ、いつもこう、飛び飛
びでやってしまう。全体の計画を出しながらやっていくのが当たり前じゃないですか。
そこを聞いとるんです。

○委員長（宗像）企画課長。

○企画課長（藤原）現在、高架下の県道矢野海田線につきまして、県のほうが拡幅工事を
されているところでございます。県のほうから、この工事が終わった後、活用方法につい
て県と調整に入らしてほしいというふうなことがございましたので、現在この工事の終
了を待っておるところでございますが、可能なところについては検討を始めておるところで
ございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。46、47 ページです。全てです。

質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）47 ページ、ストレスチェック業務委託料についてです。ストレスチェックをした後には、管理職への助言、そして、フォロー対象者への個別のフォローがあるんですけども、どの範囲までこの業務委託をされる予定でしょうか。

○委員長（宗像）総務課長。

○総務課長（中村）希望者につきましてストレスチェックをやっているというのが現状でございまして、この予算でもそのように想定をしておりますが、一応、全職員を対象ということにしております。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）ちょっと聞き間違えか、言い間違いだと思うんですけど、希望者にストレスチェックをやってるわけじゃないですよ。全職員にチェックしないといけないんですよ。だから、希望者にフォローをするということによろしいですか。ハイリスクの人に対しては必ずやらないといけないなっていると思いますが、その辺りはちゃんとここに入ってるんでしょうか。

○委員長（宗像）総務課長。

○総務課長（中村）すいません。説明が悪うございまして申し訳ございません。ハイリスクの方につきましては医師の面談につなげるような措置をしております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、48、49 ページ、ここ全てでございます。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）メンタルヘルス研修業務委託料についてです。これ、何回ぐらい、どんなことを予定されてますでしょうか。

○委員長（宗像）総務課長。

○総務課長（中村）メンタルヘルスにつきましては、管理職とそれ以外の職員に分けまして、合計8回、8コマを想定しております。内容につきましては、セルフチェック、それからライン、管理職につきましては、ラインケア等について想定しております。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）これについては、公認心理師等の意見を聴取しながらやっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（宗像）総務課長。

○総務課長（中村）ここに計上させていただいておりますのは業者委託を考えておりまして、それとは別に予算には計上しませんが、公認心理師と相談しながら研修をしたいと考えております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。佐中委員。

○委員（佐中）49 ページのモバイルの問題。先ほど説明ありましたけれども、これは、賞与であるとか保険料であるとか、旅費の計算とか、いろいろ入るんだと思いますが、勤務費シフト、あるいは昇給差額等々のそういう入り込んだところまで対応するのかどうか、お尋ねします。

○委員長（宗像）総務課長。

○総務課長（中村）議員御指摘の昇給等々につきましては、別の給与システムというシステムを既に導入しておりまして、そちらで計算しております。それと連携する形でモバイル給与システムという、こちらにつきましては給与支給明細書を生成するもののみとなっております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、50、51 ページ、全てです。質疑があれば許します。質疑がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、52、53 ページ。これ全てでございます。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。次、54 ページ、55 ページ。全てでございます。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、56、57 ページ、全てです。質疑があれば許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、58、59 ページです。質疑があれば許します。石橋委員。

○委員（石橋）電算管理費の委託料は、新庁舎後も必要となるのでしょうか。

○委員長（宗像）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）はい。電算システム管理事業の委託料につきましては、こちらに記載させていただいているものにつきまして、新庁舎、現庁舎にかかわらず必要になってくるものでございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、60 ページ、61 ページ。全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、62、63 ページ、全てです。質疑があれば許します。前田委員。

○委員（前田）下のほうにね、防犯カメラシステム移設業務委託料、あっちへ持ってったり、こっちへ持ってったりいうて書いとるんだけど、分からんから聞くんだけど、何でこう、移設したり、これするんかというのが一つと、ついでじゃけ言うとか、過去にも言うとするけども、年間通じて何基かコンスタントに増設、そういう考えはないのか、ここは委託なんじゃけど、新設も含めてついでに聞いとく。

○委員長（宗像）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）はい。今回の防犯カメラシステム移設業務委託料につきましては、新庁舎への移転に合わせて防犯カメラのシステムを移設するための委託料でございます。それともう 1 点。コンスタントに防犯カメラを増設する考えはないかとの御質問でございますが、現在、町内一円に 53 基設置しております。で、基本的な主要道路等、地下道の入口など網羅されておると考えておりますので、現在のところ、増設の予定はございません。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、64 ページ、65 ページ、全てです。質疑があれば許します。前田委員。

○委員（前田）LED の話がいったんじゃけどもね。実質、この場合だと年間約 1,200 万円ほど計上しとるわけですが、どれだけの効果があるんかどうか、要するに何年ぐらい

でこれペイするんか。節電になるとかいうんだったら、どれぐらいかかるんか。例えば、10年もかかるいうたら、10年目にはまた新しいせにゃいかんで、今日は節電かも分からんが、10年したら、何のこっちゃ、さっぱり分からなかった。そういうようなことになるんじゃないかというんで、その辺をまず、一つ聞いてみたい。そういうことで、LEDだけね。

○委員長（宗像）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）はい。防犯灯のLED化事業でございますが、現在、水銀灯についてLED化を進めているところでございます。で、令和5年度は150基の水銀灯をLED化する予定としておりまして、電力の削減量としては年間で約5万3,000キロワットアワーとなっております。料金につきましては、現在、燃油費の高騰などにより、ちょっと料金が高騰しておる状態ではありますが、令和5年1月の料金で換算いたしますと、ひと月当たり約13万円の減が見込める計算となります。

○委員長（宗像）いいですか。前田委員。

○委員（前田）今言ったように、どうなのかなあいうのはね、単純に計算するよ、計算ちょっと違うけども、1か月13万円ということで年間130万円。1,200万円も掛けたら、これ、さっき言ったように、10年かかるわけよ。10年かかったら、また新しいゅうらにゃいかんとか、球が切れたとか、10年したらわしはこの世におらんかも分からんが、その効果はね、どうなのかいうことを結論的に聞きたいわけじゃが、表向きは節電で非常にいいかも分からん。それは今日あしたの話よ。10年したら何のこっちゃったか訳分からなかった。ちょっと、その辺の収支等みたいなことは検討しておるのかどうか。プラスになるのか。無駄な抵抗やりよるんじゃないかと、失礼なことを言うけどもね。ちょっとその辺を聞きたい言うとりんよ。

○委員長（宗像）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）はい。照明をLED化することで、現在の蛍光灯や水銀灯のような球切れに関しては、長寿命化が期待できますので、そういった修繕費の削減も併せて見込めるところでございます。10年経って、もちろん故障等ありますが、LEDに関しましては、そういった球切れということは考えにくいとなっておりますので、実際に周辺機器の故障等による交換等はあるのですけれども、現在のものに比べれば、そういった修繕料の削減は見込めるものでございます。

○委員長（宗像）聞かれた中に、収支を見ておるんですかという質問があったと思うんで

すが、それやってるんですか、やってないならやってないではっきり答えてください。
町民生活課長。

○町民生活課長（水川） すいません。そういった収支の見込みについては、申し訳ありません、ちょっと計算はしておりません。

○委員長（宗像） はい。前田委員。

○委員（前田） 下のほうのね、バス。その昔、始まった10年なにがし前には、これ多分、循環バスは1,400万ぐらいでスタートしたような気がするんよの。今は、今年度は分からんけども、コミュニティバスか何か知らんが2,500万円。漠然と1,000万増えておる。それで、何が言いたいかいうたら、それもう増えたものはしょうがないが、ここでね、いろいろ新庁舎に向けてルート変更とか出とるんだけど、そこらのこと何を考えとるんか知らんけども、過去、タクシーにせえタクシーにせえということも随分言うたんじゃけどもね、ついでじゃけえ脱線しながら言うけども、タクシー、例えば、1日4万円、5万円でチャーターしても、月100万円、120万円、の。2台チャーターするとして、チャーターしっ放ししといても2,500万円だったらおつりが来るんよの。そこらの検討が全くなしで、のんべんだらりんとやっとなるんじゃないかということね。当初の趣旨である交通弱者、そういうところに配慮されとらんのではないか。夏の暑いときには炎天下でバス待ち、冬の寒いときにはビュービュー吹かれながらバス待ち、囲いも何もないところでバス停まで歩いて行こう思うたら大変だよ。そこで、まとめて言うけども、そういう運行の見直し、そこらのことがどうなってるのか、まずのんべんだらりんと、今年も循環バスを走らせますよいうて2,500万円上げとるんか。この中にはそういう検討料、こういうのを含めてこんだけ上げとると、ちょっと詳しく中身の説明を願いたい。ただ、今言ったように、はい、バス終わり、じゃなしに、詳細、検討料、審査会、こんなもんも含めて入っとなるんよいうんだったら、それも含めて説明願いたい。

○委員長（宗像） 総務部長。

○総務部長（丹羽） はい。今回、令和5年度に上げさせていただいておる予算につきましては、現行ルートを回る、一部変更はあろうかと思いますが、現行ルートで回らせていただく予算を計上させていただいております。今後につきましては、一般質問でもお答えをさせていただいておるとおり、現計画、公共交通網形成計画のほうが終わる令和6年度に検討をさせていただいて、抜本的な見直しをしたいというふうな考えでおります。

○委員長（宗像） ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 質疑なしと認めます。続いて、66、67 ページ、全てです。質疑があれば許します。前田委員。

○委員(前田) まずね、もう一つついでにあるんじゃないけん、まとめ言うとかが 75 ページにもあるんじゃないが、この住居表示とか何とかいうところね、地図の訂正、地番の修正とかいうのがあるが、表示とか云々というのは家の建築確認が出た時点で表示が決定するんよ。結論から何が言いたいかというと、委託委託委託いうて出しとるが、今言うた建築確認が出てくれば、当然、そこは何番何号であるというのは、あんたらが指示するんよ。そこは 1 番 1 号ですよというのは、あんたらが出すわけよ。勝手に申請の中で、ここは 1 番 1 号です、3 号ですよいうて、建築確認の申請には出てこんのよ。出てきたら、あんたらがここは 1 番 1 号ですよいうて、それを図面に書き入れりゃあええのに、何でこれが、よう分からんのが、委託。これ、75 ページも同じことじゃけども、ついでに言うとかよ、まとめて。なぜ職員、手のうちでできんのか。

○委員長(宗像) 前田委員。今おっしゃられた質問、これ、地番図と、何ですか、住居表示の、これ地番図ですから、別の質問、別ですよ。中身についての質問ですね。中身について御答弁願います。税務課主幹。

○税務課主幹(日高) 地番図につきましては、住居表示ではなく、法務局にあります公図の番地表記の図面の修正を行うものでございます。

○委員長(宗像) 前田委員。

○委員(前田) それが分からんけ聞いとるんだが、法務局の地図は職権でできるんよ。ほんで、いちいちこれ委託になっとるから気に入らんよ、分かりやすく言うと。それは、あんたらでできんのか、できるじゃろ言うんよ。元の原因というもんがあるわけじゃから、降って湧いたようなもんじゃなしに、例えば、さっきも言いかけた建築確認が出てくれば、表示も出てくるし地番も出てくる。それを図面に落とすだけの話なんよ、の、だから、さっきも言ったように、できんのかいうて言うとりんよ、委託委託委託いうて言うとりんよ、これぐらいのことはやりんさいや、そこに数字はあるんじゃないけ。書き入れるだけなんよ、なぜできんのか、それを含めて説明願いたい。

○委員長(宗像) 分かりやすくね、何をどうするのかいう説明がきちんとされてないんで。法務局が地番図変わるんだって言ったって誰も分かんないんだから。分かるような説明をきちんとしてください。税務課主幹。

○税務課主幹（日高）申し訳ございません。法務局に登録されている土地の筆の分筆、合筆、新たな地番が付されたとき、そういったものにつきまして、海田町に税務課に保管してある地番図というものを、法務局の公図に合わせるように修正するものでございます。で、職員のほうでできないのかという御質問でございますが、分筆につきましても、単純な直線ではなく、複雑な図形を書き込むような形になりますので、業者委託させていただいているところでございます。

○委員長（宗像）前田委員。

○委員（前田）結論から言うと、分からんけえ聞きよるんだが、の。例えば、土地を売買する。うちにも、課税台帳に地番、そういう公図みたいなあるわけです。公図と全く同じじゃいうてもいいと思う。法務局にももちろん公図がある。それに地番がひつついとるわけだから、さっきも言ったように、気に入らんのが、委託が、気に入らんよ。それぐらいのことはうちでできるだろう言うたよ。うちの、そういう税務課の図面にも、地番はついとるわけよ。法務局の図番にも、何で重ならんか知らんが、今、いわゆる 17 条公図で、実測図を付けてまで出せ言うとりんじゃけ。だから、細部にわたって重なるはずなんよの、地番を重ねれば。その記入というか、それ、訂正というか、そういうものの訂正が、なぜ、うちでできんのかの。それが分からんのよ。そこの辺をもうちょっと分かりやすう説明してくれ。

○委員長（宗像）税務課長。

○税務課長（松井）先ほど主幹も申し上げましたとおり複雑な図面になっておりますので、職員が手で、この図面を直して、更に製本し直すっていうことが現状できない状況でございますので、委託をさせていただいておるところでございます。

○委員長（宗像）同じ答弁になるようなので繰返し質問はしないようにお願いいたします。前田委員。

○委員（前田）委員長が繰返しは駄目じゃ言うけどもね、年間、相当金額かけとるわけよ、これの地図訂正に。ほいで、難しいけえ、簡単ならそれは今言う、あんたらもできるんじやろうが、あんたらもその職責にあるんだから、難しいいうのが、わし理解できんのよの。だから、さっきも言うたように、例えば、そこに土地の売買が発生すれば、今、実測図を付けて 17 条公図で登記するようになっとる。だから、地図が合わんいうことではないはずなんで、何で難しいのか分からんが、だから、詳しく説明してくれいうて言うとりんよの。ただ難しいけえなんかだけで言うんだけじゃ、おかしいの、これ、相当、

金額なんか何百万いうてかかっと思う、ここには委託料だから記載はないが、ここには 60 万ほど載っと思うが、これトータルしたら、相当、金額、年間あるはずなんよ。

だから、もう一回言うけども、重ねて言うけえ、ただ単に難しいじゃなんじゃあなしに、そういう、あんたらに能力は全くないのか。できん理由をもっとはっきり言うてくれ。

○委員長（宗像）税務課長。これは、しょっちゅうするんじゃないですね。確か 1 年に一遍ぐらいしかしないですよ。まとめて。それを一遍、修正したやつをまとめて、こんな分厚い冊子にしますよね。その冊子を職員はできんですよ。その辺のことも、再度、1 年に一遍まとめて修正しますということも含めて。それと金額的にどの程度かかっと思うんか、それについてもきちんと説明してください。これ以上の、だから前田委員のほうには、繰返しと質疑はお断りしますので、分かるように説明してください。税務課長。

○税務課長（松井）繰返しになるかと思いますが、法務局から来たものを、年に 1 回まとめて 5 冊、結構な厚みのある、この予算書ぐらいの大きさのほうにはなるんですが、これを 5 冊、大きさは A 1 サイズのもので作らせていただいておりますので、職員が、これをというのはちょっと難しい状況でございます。なお、こちらの委託料につきましては、言うてええですか、個別は。

○委員長（宗像）いや、聞いてるんだから答えてください。

○税務課長（松井）約 370 万円程度を予算化させていただいております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、68、69 ページです。全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、70、71 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、飛びまして、76、77 ページです。全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。次、78、79 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、80、81 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、82、83 ページ、下段の6、学校基本調査事業を除く全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。次、84、85 ページです。全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、飛びまして、130 ページ、131 ページです。下段の火葬料助成補助金を除く全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、飛びまして、140 ページ、141 ページ、上段の細節 20 番の犬の登録事業のみです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、146 ページに飛びます。146 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、148、149 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑を終結します。続いて、150、151 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、152、153 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、飛びまして、160 ペ

ージ、161 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、飛びまして、182 ページ、183 ページです。下段の一番下の 5 目、国土調査費です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、飛びまして、188 ページ、189 ページです。このページ全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続きまして、190、191 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、192、193 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、194、195 ページです。全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、246 ページに飛びます。246、247 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、248、249 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。その他、企画部、総務部関係で質疑漏れがあれば、発言を許します。玉川委員。

○委員（玉川）ちょっと聞きたいんですけども、63 ページ、防犯パトロール事業についてなんですけど、業務委託するのは、自治会なんかにも業務委託されているんでしょうか。それとも、業者等に業務委託している業務委託料なんんでしょうか。

○委員長（宗像）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）こちらの防犯パトロール事業につきましては、民間の警備会社に

委託しているものでございます。

○委員長（宗像）よろしいですか。ほかに質疑ございますか。大江委員。

○委員（大江）すいません。151 ページの、よかったですよね、これ。高齢者ごみ出し支援事業。はい。これはですね、今、要介護とそういう方たちの要請によって、ごみ出し支援事業をされてますが、65 歳のひとり老人も対象に入ってたかどうか、お尋ねしたいんですけど。

○委員長（宗像）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）障がいがある方、または要介護の方であれば、65 歳であっても要件に入っております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。大江委員。

○委員（大江）これはやはり、そういう障がいを持ってても、申請をしないと、これはやってくれないということですよ。今、どのくらい申請者数が、これを予定しておられてますか。

○委員長（宗像）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）はい。御本人でなくても、ケアマネージャーさんとか、民生委員さんとかの要請も代理人として受け付けておりますし、今現在、2 月末現在で申請者数は 62 名となっております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。石橋委員。

○委員（石橋）はい。53 ページのふるさと納税推進事業なんですけれども、今年度の予算では、昨年に比べて 3 倍になっているようですが、増加して、どのくらい寄附の方を想定されているのかということと、増加した寄附は、何に形になっていくんでしょうか。

○委員長（宗像）石橋委員。今の質問は歳入の部分ですか、歳出の部分ですか。今の質問の一部が歳入のような気がするんですが。いいならいいですが、歳入をお聞きしとるということでいいですね。53 ページじゃないですね、ページ数は。ほかにもありますよね。それでいいんですね。はい、答弁お願いします。財政課長。

○財政課長（吉本）令和 5 年度は約 3,000 件を想定しておりまして、その用途については、子育てしやすいまちづくり等第 5 次総合計画の体系に沿った形で提示をしております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。以上で、企画部、総務部、会

計管理室、議会事務局関係の審査を終了いたします。説明員入替えのため、暫時休憩いたします。再開は3時20分です。

~~~~~○~~~~~

午後3時12分 休憩

午後3時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（宗像）休憩前に引き続き委員会を再開します。福祉保健部関係の審査を行います。ここで執行部の方をお願いしておきます。答弁は、質疑の趣旨に沿って、簡潔に要領よく的確に行うなど、メモを取るなどして、答弁漏れがないようお願いいたします。とにかく短く分かりやすく、的確にお願いしますね。なお、直ちに答弁ができない場合には、議題の質疑が終結するまで答弁することを認めますので、よろしく願いいたします。それでは、第14号議案、令和5年度海田町一般会計予算を議題とします。まず、各部署の主な新規・拡充事業について執行部より説明を求めますが、ちょっと、皆さんに、その前にお諮りいたします。先ほどありました件で、新規事業の説明と、こちらの事業とかぶっておりますので、質疑については予算書に沿ってやらさせていただきます。新規事業では、特に質疑を受け付けしませんので、御理解ください。それでは、執行部より各自説明をしてください。説明は着座のままお願いします。社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）それでは、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定事業について御説明いたします。資料33の14ページをお願いいたします。1の目的でございます。障がい者・障がい児の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、障がい福祉サービス等の円滑な実施を確保するため、令和6年度から令和8年度までの障がい福祉及び障がい児福祉に係る目標や施策等を定めるものでございます。2の事業内容でございます。計画策定に当たり、現計画における各施策の検証を行い、アンケート調査によりニーズ等を把握した上で、具体的な目標や施策を定め、計画策定をまいります。3の予算額は、計画策定の支援業務委託料やアンケートの郵送料など、歳出373万7,000円を計上しております。4の根拠規定につきましては、記載のとおりでございます。5のスケジュールでございますが、記載のとおり策定作業を進め、令和6年3月に計画策定を完了する予定としております。以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（宗像）こども課長。

○こども課長（新藤）続きまして、15ページ、乳幼児等医療費助成の対象者拡大について

御説明いたします。１の目的でございますが、子育て家庭が安心して暮らしやすいまちづくりを推進するため、乳幼児等の通院医療費助成の対象を拡大し、子育て支援策を拡充するものでございます。２の事業内容は、通院医療費助成の対象を、令和６年１月診療分より、小学校６年生までから中学校３年生までに拡大いたします。なお、入院医療費の助成対象、一部負担金及び所得制限限度額は、現行どおりといたします。３の予算額は、歳入、福祉医療費公費負担事業費補助金 2,376 万 9,000 円、歳出、乳幼児等医療費給付事業 8,993 万 3,000 円、乳幼児等医療費給付事務事業 532 万 4,000 円でございます。４の事業実施までのスケジュールとしましては、令和５年度当初から、国保連、安芸地区医師会等と協議を行い、医療機関への周知を行ってまいります。また、対象者拡大のための電算システムの改修や対象者への周知を、広報、ホームページ等で行い、１０月初旬には拡大対象者に申請書を送付いたします。受け付けた申請書の審査を行った後、１２月までに受給者証を発送し、令和６年１月１日から、医療機関での通院に利用できるよう、確実に御手元に届ける準備をしてまいります。

続きまして、１７ページをお願いいたします。子育てヘルパー・産後ヘルパー派遣事業について御説明いたします。１の目的でございますが、子育てヘルパー派遣事業、産後ヘルパー派遣事業の対象世帯等を拡大し、家事援助や育児援助のサービス提供を実施することで、子育て世帯の負担を軽減するとともに、虐待を未然に防止する等、子育て世帯の不安の軽減を図るものでございます。２の事業内容につきましては、（１）の子育てヘルパー派遣事業の現行の対象世帯を、育児やストレスや産後うつ病等により子育てに不安を抱える世帯、虐待若しくはその恐れがある世帯を、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦に、対象年齢を１歳未満から１８歳まで拡大いたします。（２）の産後ヘルパー派遣事業の現行の対象時期を、産後８週未満から産後１年未満に拡充、また利用回数を１５回とし、多胎世帯は３０回といたします。３の予算につきましては、（１）の子育てヘルパー派遣事業の歳入は、子ども・子育て支援交付金 41 万 6,000 円、歳出は、子育てヘルパー派遣事業 62 万 4,000 円でございます。（２）の産後ヘルパー派遣事業の歳入は、ひろしま版ネウボラ構築事業補助金 63 万円、歳出は、産後ヘルパー派遣事業委託料 63 万円でございます。

続きまして、１９ページをお願いいたします。子供の予防的支援構築事業について御説明いたします。１の目的でございますが、広島県が実施する子供の予防的支援構築事業のモデル市町として、ＡＩ、人工知能を活用した児童虐待等のリスク予測を行うシステ

ムを構築するとともに、リスク予測を参考とした子どもや家庭への支援を行う体制を整備するものでございます。2の事業内容につきましては、令和4年度にA Iを活用した児童虐待等のリスク予測を行うシステムの構築が完了するため、令和5年度からA Iシステムを活用した予防的支援を開始するもので、A I分析により、リスク者と判定された児童は、要保護児童対策地域協議会で管理する要支援児童として位置づけ、新たに設置する支援方針検討会によって児童の支援方針を決定いたします。要支援児童を養育する家庭に対して、保健師や保育士による電話や面談等の相談支援を実施するとともに、保育所や学校、子育て支援センター等の関係機関と連携し、様々なリスクを早期に察知することで、児童虐待から子どもたちを守るための予防的支援に取り組んでまいります。3の予算額につきましては、歳入、広島県子供の予防的支援構築事業補助金 1,080 万 3,000 円、歳出は、子供の予防的支援構築事業 1,797 万 7,000 円でございます。

続きまして、20 ページをお願いいたします。保育所等における使用済みおむつの処分等について御説明いたします。1の目的でございますが、公立保育所における使用済みおむつの処分を施設で行うことにより、保護者や職員の負担軽減を、また、私立保育所等については、使用済みおむつの保管用ごみ箱購入費用等に対して補助金を交付することにより、保育環境の改善を図るものでございます。更に公立保育所において保育所に定額でおむつが届くサービスを導入し、保護者の負担軽減を図ってまいります。2の現状でございますが、国からの通知により、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことが推奨されました。現在、公立保育所では、使用済みおむつは全て保護者が持ち帰っていますが、私立保育所等では、保護者の持ち帰りから施設で処分する方法への切替えが進んでおります。また、公立保育所で使用するおむつについては、保護者がおむつ1枚ずつに名前を書き、毎日その日に必要な枚数を持参し、余りは持ち帰っている状況でございます。3の使用済みおむつの施設処分及びおむつ定額サービスに係る効果につきましては、おむつの施設処分は、保護者としては、家庭での処分が不要、持ち帰る際の衛生面での負担が軽減。施設は、園児ごとに使用済みおむつの振り分けや持ち帰り忘れの確認作業が不要。おむつ定額サービスは、保護者は、おむつ持参が不要、おむつへの記名が不要。施設は、おむつ交換時の園児ごとの名前の確認作業が不要となります。4の事業内容の（1）使用済みおむつの施設処分につきましては、公立保育所におきましては、保管用ごみ箱を購入し、施設において使用済みおむつの処分を行います。私立保育所等に対しましては、使用済みおむつの保管用ごみ箱購入費用等に対して補助金を

交付いたします。(2)のおむつ定額サービスにつきましては、公立保育所において、定額でおむつが届くサービスを導入いたします。保護者が直接事業者へ申込み、利用料を支払う。保育所は、利用者の把握、おむつの在庫管理や発注を行います。5の使用済みおむつの施設処分に係る予算額になりますが、歳入は、保育対策総合支援事業費補助金 320 万円、歳出は、保育所管理事業 30 万円、私立保育所等保育事務事業 450 万円でございます。なお、おむつ定額サービスにつきましては、保護者が直接事業者へ申込み、利用料を支払うため、町の予算計上は不要でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（宗像）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）22 ページをお願いします。高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画策定事業について御説明いたします。1 の目的でございますが、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、令和 6 年度から令和 8 年度までの高齢者福祉及び介護保険における目標や施策等を定めるものでございます。2 の事業内容につきましては、1 点目は、現計画における各施策の検証。2 点目は、アンケート調査を実施し、現状とニーズを把握。3 点目は、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を見据え、具体的な目標や施策を定める。4 点目は、介護保険の給付費及び地域支援事業費を推計し、介護保険料を定めるものでございます。また、介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定いたします。3 の予算額でございますが、一般会計 311 万円、介護保険特別会計 172 万 2,000 円、合計 483 万 2,000 円を計上しております。なお、介護保険特別会計では交付金の対象となる経費を計上しております。4 の計画策定の根拠規定は、老人福祉法及び介護保険法でございます。5 のスケジュールでございますが、6 月から 8 月にアンケート調査、8 月以降に介護保険料の算定、年度内に 3 回の予定で計画策定会議の開催、11 月には計画の素案を作成し、令和 6 年 3 月には内容を確定し計画書を作成する予定でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（宗像）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）それでは、第 4 次健康かいた 21 及び第 2 次海田町自殺対策計画策定事業について御説明いたします。24 ページをお願いします。1 の目的です。健康づくりや自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、令和 6 年度から令和 11 年度までの健康増進や自殺対策に係る目標や施策等を定めるものでございます。2 の内容です。現計画における取組を踏まえ、その効果や課題等を明らかにし、アンケート調査を実施

し、現状とニーズを把握いたします。次に具体的な目標や施策を定め、計画を策定してまいります。3の予算額です。歳入につきましては、自殺対策緊急強化事業補助金5万円、歳出、健康かいた21計画策定事業542万円、自殺対策事業10万1,000円となっております。4の根拠規定は、健康増進法と自殺対策基本法となっております。5のスケジュールについては記載のとおりです。

続きまして、特定不妊治療費助成について御説明いたします。26ページをお願いいたします。1の目的です。令和4年度から保険適用外の先進医療について、県と町が独自に助成を行っておりますが、令和5年度から町の助成額を更に増額いたします。また、県が新たな独自の助成を行うことに併せて町も助成を行うことで、治療を受ける者の経済的負担を軽減して治療の選択肢が減らないよう支援してまいります。2の事業内容の詳細は表のとおりとなっておりますが、先進医療の助成の助成対象は、特定不妊治療及び男性不妊治療に併せて行われる保険適用外の先進医療に要した費用で、助成額は1回あたり15万円を上限とします。また、全額自己負担額の治療への助成につきましては、助成対象は、国の先進医療会議において審議中の技術を実施した場合などの併用により、本来保険適用となる治療も含め、全額自己負担となった治療に要した費用でございます。助成額は自己負担額の7割、1回あたり10万円を上限とします。ただし、採卵のみで治療を中止した場合や凍結胚を使った治療のみの場合は2万円を上限といたします。3の予算額は、特定不妊治療助成分について400万としております。

続きまして、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的事業の概要について御説明いたします。27ページをお願いいたします。1の目的です。孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が少なくない状況で、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐため、妊娠届出時や出生後に保健センターやひまわりプラザの保健師が面談し、伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・子育て応援給付金による経済的支援を一体的に実施するものでございます。2の事業内容です。伴走型相談支援につきましては、妊娠届出時や乳幼児家庭全戸訪問時に面談を実施し、アンケートの回答や子育てガイドと一緒に確認し、出産育児の見通しを立てるものでございます。出産・子育て応援交付金につきましては、妊娠届時の面談実施後に出産応援ギフト5万円相当、それから、乳幼児全戸訪問時の面談実施後に子育て応援ギフト5万円相当を支給いたします。また、広島県が広域的なプラットフォーム構築を今後検討される予定としております。3の予算額については、歳入につき

ましては、出産・子育て応援交付金 3,630 万円。歳出、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業として 4,394 万 7,000 円を上げております。以上で説明を終わります。

○委員長（宗像）以上で説明を終わります。

それでは続いて、資料 24 のほうを御準備ください。一般会計予算説明書を御用意ください。歳入から審査に入ります。まず、8 ページ、9 ページをお願いいたします。中段の 13 款、1 項、1 目、民生費負担金と 2 目、衛生費負担金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、10 ページ、11 ページ、上段 2 目、民生使用料と 3 目、保健施設使用料です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、12 ページ、13 ページ、2 項、1 目、総務手数料のうち 2 節、戸籍手数料から 4 節 1 番、印鑑、その他証明手数料までです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、14 ページ、15 ページ、第 15 款、国庫支出金から全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、16 ページ、17 ページ、全てですが、中段 2 項、1 目、総務費国庫補助金のうち、細節 2 番と 3 番は除きます。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、18 ページ、19 ページ、下段 3 項、1 目の 2 節、住民基本台帳費委託金と、その下の 2 目、民生費国庫委託金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、20 ページ、21 ページ、全てです。ただし、上段の 1 項、1 目、県移譲事務交付金は除きます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、22、23 ページ、前ページからの民生費負担金と 3 目、衛生費負担金と、中段 2 項、2 目、民生費補助金です。

質疑があれば許します。石橋委員。

○委員（石橋）はい。保育士確保の対策事業補助金なんですけれども、どのような確保の対策をとろうとされておられますでしょうか。何名確保する予定でしょうか。

○委員長（宗像）ちょっと歳出に絡むけん難しいところはあるんですが、御答弁できますか。こども課長。

○こども課長（新藤）保育士確保対策事業につきましては、実施する事業がですね、1・2 歳児促進受入れ事業、保育士宿舍借り上げ支援事業、あとは、保育人材等就職交流支援事業、あとは、保育体制強化事業、あとは、保育補助者雇上強化事業でございます。で、人数ではなく、園の数でちょっと把握してますので、まず 1・2 歳児につきましては、2 園です。保育士宿舍借り上げにつきましては、ごめんなさい、これは実施はございません。保育人材につきましては 6 園。保育体制強化事業につきましては 4 園。保育補助者雇上強化事業につきましては 7 園でございます。

○委員長（宗像）課長。聞かれたのは何人ですか。何人を予定してるんですか。それは予定していないなら予定しないで、それだけ答弁でいいですから、再度、こども課長。

○こども課長（新藤）はい。人数については予算計上では上げておりません。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、24 ページ、25 ページ。上段 3 目、1 節、保健衛生費補助金のうち細節の 1 番、2 番、4 番、5 番、7 番、8 番と下段 3 項、1 目、2 節、住民基本台帳費委託金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、次ページの 26、27 ページ上段 2 目、民生費委託金と 3 目、衛生費委託金のうち細節 3 番、各種免許事務委託金と中段 17 款、1 項、1 目のうち細節 1 番、土地建物貸付収入です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、28、29 ページ、中段

2 項、1 目のうち細節 4 番、災害援護資金貸付償還金と下段、雑入のうち細節の 3、4、5、7、10 番です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、30 ページ、31 ページ。細節の 16 番から 20 番、27 番、33 番、35 番、43 番、45 番、46 番です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、次のページ、32、33 ページ。前のページからの雑入の 47 番、48 番、50 番、下段 1 項、2 目、民生費です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。以上で歳入を終わります。

続いて歳出でございます。飛んで、72 ページをお開きください。72 ページ、73 ページ、このページは全てでございます。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、74、75 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、86 ページに飛びます。86 ページ、87 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、88、89 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、90、91 ページ。質疑があれば許します。全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。飛んで、92、93 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、94、95 ページ、全てです。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）福祉センターの指定管理者候補者選定委員というのがあるんですけど、これはどのような専門家がこの委員として想定されているのでしょうか。

○委員長（宗像）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）外部委員には、税理士等の財務会計の専門家と、あとは、学識経験者等、第三者の視点で判断できる方を考えております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、96、97 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、98、99 ページ、全てです。質疑があれば許します。小田委員。

○委員（小田）乳幼児等医療費給付事業ですが、新規・拡充事業の 15 ページに、中学校 3 年生までとございます。全国的に見ても、今、医療費を助成するのは 18 歳までが主流かと思いますが、中学校 3 年生までにとどめた理由は何でしょう。

○委員長（宗像）こども課長。

○こども課長（新藤）はい。今回の拡充に当たりましては、乳幼児医療費制度を持続可能な制度とするために、財源確保もございますので、他の事業等を見直しする中で、子育て施策全体の中で総合的に判断して、中学 3 年生にしたものでございます。

○委員長（宗像）いいですか。ほかに質疑ございますか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、次のページ、100、101 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて次のページ、102、103 ページでございます。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、104、105 ページです。

全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、106、107 ページでございます。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員(玉川) 子育てヘルパー事業について、新規事業の 17 ページなんですけども、今回、要保護児童対策ということで、PTSD等を患っている方もいらっしゃるかと想定します。この、対応する方については、虐待等 PTSD に詳しい専門家が必要だと思いますが、それについては想定されてますでしょうか。

○委員長(宗像) こども課長。

○こども課長(新藤) はい。子育てヘルパーにつきましては、まず、対象かどうかというところにつきましては、町の保健師のほうが訪問して、対象かどうかというところを判断します。で、ヘルパーにつきましては、訪問介護の資格は持っておりますけども、そういう専門的なちょっと知識を持っていないと思われまますので、現時点ちょっとそれはちょっと想定をしております。

○委員長(宗像) 玉川委員。

○委員(玉川) これに対しては、非常に、最初の訪問、そして、そういう対象かどうかというふうな調査をする際にも、また、関わる際にも、この、心の本当、専門的な知識が必要な事業になります。なので、この策定に入られる、その人員の策定に入られる場合には、しっかりこの専門家ということを意識してもらってやらないといけないと思うんですけど、そのようなお考えはありますか。

○委員長(宗像) こども課長。

○こども課長(新藤) はい。最初の導入の際は保健師が訪問しますけども、子育てネットワーク会議の中にも専門家が入っておりますので、要対協の中で、そういう相談もできるという体制になっております。

○委員長(宗像) 玉川委員。

○委員(玉川) これ、しっかり研修して知識を持った人が入らなければ、逆に傷つけますので、そこはしっかりとやっていただけますか。

○委員長(宗像) こども課長。

○こども課長(新藤) そこも十分考えまして実施してまいります。

○委員長(宗像) ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、108、109 ページ。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）子どもの予防的支援構築事業についてなんですけども、A Iによっていろいろ選定される。で、人道的な面ではどのような支援をされるということになっておりますでしょうか。

○委員長（宗像）こども課長。

○こども課長（新藤）体制につきましては、ちょっとこれから調整になりますけども、現在やっております要対協の中に部会を位置づけまして、支援方針検討会というものを位置づけまして、学校であるとか、保健センター、警察、あと、西部子ども家庭センターと連携して実施したいと考えております。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）西部子ども家庭センターのほうに専門家がいらっしゃると思いますので、そこと連携してくださるということでは安心だと思います。もう1個、子ども・子育て支援事業の会議委員というのがありまして、この報酬があるんですけど、どういう資格の人たちが、この委員となっているんでしょうか。

○委員長（宗像）こども課長。

○こども課長（新藤）こちらの会議につきましては、私立幼稚園の保護者の方、あとはPTA連合会、あとは幼稚園や保育所の園長とか所長、あとは大学の教授の学識経験者となっております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。110、111 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、112、113 ページ。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、114 ページ、115 ページ。全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、116、117 ページです。
全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、118 ページ、119 ページです。全てです。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）児童クラブの運営業務委託なんですけども、今までは役場のほうでいろいろ児童クラブに入る場合に御相談ができたと思うんですけども、この業務委託した場合に、保護者の方が児童クラブのことについて御相談したい場合には、役場でも相談できるのでしょうか。それとも、委託先が相談を受けるようになるのでしょうか。

○委員長（宗像）こども課長。

○こども課長（新藤）児童クラブ運営はしておりますが、入会の申込みや決定は町のほうでしておりますので、その際に相談も受けれますので、委託先に相談されてもいいですし、それ以上のことがあれば、役場のほうに相談していただけたらと思います。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、120、121 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、122、123 ページです。
質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、124、125 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、126、127 ページです。
全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終わります。続いて、128、129 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、130 ページ、131 ページ。中段 2 目、環境衛生費のうち細節 4 番、火葬料補助金助成事業です。質疑があれば許します。大江委員。

○委員（大江）すいません。この火葬料助成事業が、かなり、304 万 8,000 円の増になってますが、これは一応何人ぐらいを見込んでの補助、補助金を見込んでるのでしょうか。

○委員長（宗像）住民課長。

○住民課長（近森）300 件を見込んでおります。

○委員長（宗像）単価が上がったんじゃ。はい、大江委員。

○委員（大江）町としての補助は一回の、幾らの補助をされてるのでしょうか。

○委員長（宗像）住民課長。

○住民課長（近森）はい。広島市で火葬された成人の方の場合でしたら、1 件当たり 5 万 800 円になります。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、132、133 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、134、135 ページです。全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、136、137 ページ、全てです。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）自殺対策事業についてお聞きします。ゲートキーパーの養成等はされてますでしょうか。

○委員長（宗像）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）はい。人材育成として、始めたところでございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。玉川委員。

○委員（玉川）あと、全町民に対しての自殺予防研修等は行う予定でしょうか。

○委員長（宗像）保健センター所長。

- 保健センター所長（森原）研修というのは今考えておりませんが、自殺対策の周知というのは町民さんに広くしていこうというふうに考えております。
- 委員長（宗像）玉川委員。
- 委員（玉川）ちょっと最後が聞き取れなかったんで。研修は行わないけれども、の後、ちょっと、もう一回お願いします。
- 委員長（宗像）保健センター所長。
- 保健センター所長（森原）研修というのではなくて、広く自殺対策の周知ということで、ホームページや広報や、いろいろなイベント等で周知していきたいというふうに考えております。
- 委員長（宗像）玉川委員。
- 委員（玉川）今回、講師等の謝礼というふうに出してありますけども、これはどういう講師に対して何回ぐらい、どのような内容でっていうことを御検討されてますか。また、講師の専門性とか含めて。
- 委員長（宗像）保健センター所長。
- 保健センター所長（森原）こちらにつきましては、自殺対策の計画を立てる上での策定委員の報酬というふうになっておりまして、策定をするに当たり、学識経験者や医師会や弁護士、それから心理職の方にも入っていただくように考えております。
- 委員長（宗像）玉川委員。
- 委員（玉川）先ほど、ゲートキーパーの養成は始めたというふうに言われてたんですけども、ゲートキーパーの研修については、ここに入っていないという認識でよろしいですか。
- 委員長（宗像）保健センター所長。
- 保健センター所長（森原）ゲートキーパーにつきましては、心と体のハッスル教室というのがありまして、まだゲートキーパーまで行かないんですけども、その入り口のところで、住民さんに、ゲートキーパーとはどういうものかっていうところから始めているという状況でございます。
- 委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。小田委員。
- 委員（小田）今の、同じところで自殺対策事業についてでございますけれども、24 ページに、アンケート調査を実施し、現状とニーズを把握するとございます。このアンケートは、こういった方を対象に実施をされる予定でしょうか。

○委員長（宗像）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらについては、健康かいた 21 と同じ、一緒にやりまして、20 歳から 70 歳の方 1,500 人を無作為で抽出して、アンケートを実施するように考えております。

○委員長（宗像）小田委員。

○委員（小田）自殺対策をしようと思ったら、考えておられる方にアンケートをとるのが一番いいかなと思うんですが、そういった方にアンケートを返していただくっていうのは、非常に難しいかと思うんです。その辺については、どのように考えておられますか。周りの方からアンケートを聴取して、それを対策に生かしていくというような考えでよろしいですか。

○委員長（宗像）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）そのとおりでございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、138、139 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、140、141 ページ、上段の細節 20 番、犬の登録事業を除く全てです。質疑があれば許します。小田委員。

○委員（小田）不妊治療について。26 ページに、対象年齢、43 歳未満の夫婦とございます。現在、晩婚化も進んでおり、43 歳というこの年齢が大変ネックになっているのではないかなというふうに思いますが、この年齢をもう少し引き上げるというようなことは検討されなかったのでしょうか。

○委員長（宗像）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらにつきましては、県も同じように 43 歳未満としております。医学的にも、このぐらいの年齢ということで示されておりますので、町も同じように 43 歳未満というふうにしたところでございます。

○委員長（宗像）小田委員。

○委員（小田）県も 43 歳という年齢は周知をしておりますけれども、単独で、これ以上の 45 歳とかまで引き上げている市町の事例もございますので、是非、年齢の上積みを考え

ていただきたいと思います。そこについて検討する余地はあるのかどうか、お答えください。

○委員長（宗像）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらにつきましては、今現在は43歳未満というふうにしておりますけれども、県の考え方、それから国の考え方等をしっかり見て、研究していきたいというふうに考えております。

○委員長（宗像）多田委員。

○委員（多田）この5番の産科医等確保支援事業なんですけど、400万円。これ、何人分を一応見越しておられるのか。

○委員長（宗像）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらにつきましては、産科医の処遇改善ということで、600件分を計上しております。

○委員長（宗像）多田委員。

○委員（多田）この600件というのは、海田町だけじゃなくて、ここの産科医さんで生まれた子どもさんに対しての産科医に対する補助金ですよね。それでよろしかったですね。

○委員長（宗像）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）そのとおりでございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、次のページ、142、143ページです。全てです。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）伴走型相談支援及び子育て応援給付金一体事業なんですけれども、今回、保健師さん、会計年度職員として任用されるということなんですけど、結構、たくさんの事業されるかなというふうに思うんですけど、何名を計画されているんでしょうか。

○委員長（宗像）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらにつきましては2名で、保健センターに1名、ひまわりプラザに1名というふうに考えております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、次ページ、144、145ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）以上で各ページごとは終わりますけども、その他、福祉保健部で質疑漏れ等があれば発言を許します。多田委員。

○委員（多田）ちょっと聞き忘れたんですけど、今、待機児童は、この資料によると2名になってますけど、これ、間違いはないんですかね。

○委員長（宗像）こども課長。

○こども課長（新藤）3月1日で2名で間違いございません。

○委員長（宗像）多田委員。

○委員（多田）この表、この表って言っているのかどうか分からんけど、この表によると、例えば、つくも保育所なんか57の定員に対して51名なんですけど、この2名は、待機児童といっているのは、自分が入りたいところに入れんから待機しとるのか、若しくは、何か他の理由があって待機児童になっているか。

○委員長（宗像）こども課長。

○こども課長（新藤）その2名につきましては、どこでもいいというふうに希望されていますけども、入れないという待機児童でございます。その原因としましては、今回の2名は0歳児と1歳児なんですけども、例えば0歳児クラスに余裕があっても、例えば1歳児クラスで、職員基準、面積基準を満たした上で、定員を超過して受入れているという場合がございますので、そういう場合は1歳児クラスに保育士を多く配置しているという状況がございますので、入所ができない状況が生まれております。

○委員長（宗像）よろしいですか。佐中委員。

○委員（佐中）全般についてお尋ねしますが、中心はシステム、保守点検であるとか、委託料であるとか、まあ、企画に関係するんかも分かりませんが、子どものそういう管理の問題で、いっぱいこう、システム保守点検であるとか委託料であるとか出てきておるんですよね。我々は、パソコン持ってますけど、一つで全部だいたい分かるような、例えば、エクセルでずっと項目を作って、一覧で分かるようになっておるんですが、事業を新しくやることについて、例えば、子どもの予防的支援構築事業、システム等保守事業、2分の1が補助率で、375万4,000円とか、いっぱい各要所に出てきておるんですね、予算の中で。これは、どういうシステムになって、この管理運営事業やっておいで

ですか。わしら全く分からんし、今まで議員の人も聞いたこともない。各事業によって、全部このシステムが違うのか。例えば、デジタル庁入れてやったら、ものすごい金かかったり、あるいはマイナンバーなんか、もう何億いうて使っとる。そういう一つの電子機器で、統一して、それが分配して、安く上がるような方法があるんじゃないかなという、私、感じるんですが、どうなってるのか、ちょっとお尋ねしたいんです。

○委員長（宗像）デジタル推進課長がいらないんで、これ答弁できるかどうか分からんですが、多分、もしこれがデジタル推進課に関するものであれば、すいませんが、質疑は締め切っております。

（「最後にやってもらえや、明日」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）どうですかね、これ。ちょっと、今日の質疑、答弁には難しいと思うんですよ。で、どうしてもこれ、皆さん、これ、質疑を打ち切った案件ですが、皆さん、聞きたければ。

（「個別にやってもらったら」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）ほいじゃけ、これ、多分、デジタル推進事業の関係になってくると思うんで、もう既に審議が終わってる案件になるんですよ。特別にここの事業についておっしゃられるのであれば、ここで答えてもらうしかないんですが。佐中委員。

○委員（佐中）いや、この事業の中にいっぱいあるんよ。新しく取り組む、これは、子供の予防的支援事業で、システム等保守業務。

○委員長（宗像）それで、まとめてください。

○委員（佐中）システム等保守事業であるとか、予算書の中にいっぱい出てきとる。これ、上からいうと、97 ページの緊急通報システム事務委託料。それから、これ、111 ページに、保育士人材バンクシステム保守点検委託料であるとか、予算書の中にいっぱい出てきとる。システムの。メール一斉送信システム利用料、13 万 2,000 円、119 ページにありますし。

○委員長（宗像）佐中委員。ちょっと待ってください。今言われた部分の福祉のこの関係の中で答弁できますか。それとも、あなた方答弁なくても。

○委員（佐中）まだ発言中じゃ、委員長。

○委員長（宗像）いや、答弁できるかどうか確認しないと、発言されてもどうしようもないんですよ。

○委員（佐中）発言中に、委員長が発言を妨害するような。

○委員長（宗像）いや、妨害しとるんじゃないくて、佐中委員のおっしゃってることが、答弁できないものを質疑してもどうしようもないんで、確認をとったんですよ。確認、それ。

○委員（佐中）じゃあ、とってくださいや。いっぱいあるんで。

○委員長（宗像）今、委員、たくさんおっしゃられてる、その分について、トータル合わせて、あなた方説明できますか。総務部長。

○総務部長（丹羽）大変申し訳ないんですが、この場で答弁することはできませんので。

○委員長（宗像）それはどこの管轄で答弁すべき案件なの。

○総務部長（丹羽）全てデジタルのほうでできるわけでもない。いろんな部署にまたがっておりますんで、すいません、一括でデジタルでもできない部分はございます。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）いや、私が聞きたいのは、各事業によって別々にシステムを作っているのか。そうじゃなくて、総合的にやっとするんだけど、その部分だけ、これに、新しいシステムを作るのにお金がかかっておるのか。あるいは、委託して、例えば、広島市であるとか安芸郡全体であるとか、あるいは緊急を要する病院のそういうシステム、そこに委託料を払っているのか。そういうケースもあると思うんです。けども、事業をやっとするの、新しいものを作っていくのかどうか。前のが生かされるというように、私、感じるんですよ。無駄な金を使う、さっき、何でもかんでも委託して、もう、できようが、いう話をされよったんですよ。このパソコンのことについて、そういう情報のシステムが、今までのことを基礎にして、生かして、安く上がることができるのかどうか。どういうシステムになっとなるのか、それを問いよる。意味分かる。

○委員長（宗像）私は分かりますよ。どうなんです。総務部長。

○総務部長（丹羽）本町の基幹システムというのは、日立のほうに委託してやっておるんですが、その他、各、今のA Iであるとか、そういったものは、また、別々、個別のものなんで、ケースバイケースで処理をしておるといってございまして、トータルでっていう話ではなしに、個別の案件で御質問いただければ、それには答えれると考えております。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）子供の予防的支援構築

○委員長（宗像）ボタンをお願いします。

○委員（佐中）新しいのがあるよね。これは19ページ。システム等保守業務、375万4,000円。一つの例として、これはどういう方法でやって、これだけのお金が必要なのか。

○委員長（宗像）こども課長。

○こども課長（新藤）今回の子どもの予防的支援構築事業につきましては、まず、AIで児童虐待のリスクを予測するシステムを構築しました。それと、役場にある基幹システム、それを連携させて、情報をAIのほうに送り込んで、虐待のリスクのある児童を挙げて抽出していくというところで、そのシステムの運用保守であるとか、ネットワークの保守に経費がかかるものでございます。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）はいじゃ、一番のものは、マイナンバーにあるわけ。そっから枝分かれしてやっとなる。今そういう認識を受けとるんですが。ここの事業をやるために、この分だけのシステムを作っていくと。それを新しく作っていくと。そういうんならそう言うてくださいよ。私は、もとがあって、マイナンバーの、個人ですよ、各一人ひとりおって、事業をやるのに、そこだけ抜粋してやっていけば、いくらでもみんなでできるんじゃない。要らん金使わんでも、というように思うんですよ。そうじゃなくて、新しくシステムを作るために、保守業務であるとか、委託であるとか、いろいろこの、ありましたよね。どういう方法でやってるのか分からん全く、私は。聞いたこともないし、ほかの議員さんも聞いたことがない。なぜこれが、こういうようなやり方をしなければならないのか。そこら辺が分からんので、お尋ねしとるんです。

○委員長（宗像）こども課長。

○こども課長（新藤）はい。繰返しになりますけども、今回の予防的支援構築システム事業につきましては、まずはAIを活用して児童虐待のリスクのシステムをまず作成した、作った。それにプラスして、現在の役場の基幹システムと連携をさせて、定期的に児童の虐待リスクの名簿を抽出するものであって、マイナンバーとは特に関係はございません。

○委員長（宗像）ちょっと待って。AIそのものっていうのは、うちが持つとるの、どっかの使うの。その辺から説明、うちがあるんなら、ちょっとそれ説明して。はい。

○こども課長（新藤）AIにつきましては、令和3年度にまず作成ができるかどうかという検証をしまして、それができるという結果になりましたので、今回4年度について、現在の基幹システムと連携をさせたものでございます。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）もう一つ、例を言わせてもらう。予算書の 143 ページ、子育て支援アプリ 情報配信業務委託料、これがあるんよね。金額は分かんわ。書いてないけ、委託料。 こんなのを新しく作って、その管理・運営をしながら事業をやっていくというシステム を作っていくかどうか、お尋ねします。

○委員長（宗像）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらにつきましては、携帯にアプリを入れて、それで情報 を流すというようなものでございます。

○委員長（宗像）いいですか。いいですか。ほかに質疑ございますか。玉川委員。

○委員（玉川）95 ページの障害者支援事業についてなんですけれども、資料 32 の予算概 要でいうと、26 ページに書いてあるペアレントトレーニングについて、今回一般質問で もさせていただいたんですけど、再受講とかフォローアップとかアンケートについては、 ここに反映されるものというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○委員長（宗像）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）反映できるかどうか講師の方とも相談させてもらいながら、実施 について検討してまいりたいと思います。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。玉川委員。

○委員（玉川）もう一個だけちょっと分からないんで教えていただきたいんですけども、 同じ、先ほどの 26 ページですね、予算概要の、障害者地域生活支援事業の中に、子ど もの発達相談支援というのがありますが、この予算の説明書の中の、多分、この 4 の障 害者地域生活支援事業に入ってくるのかなというふうに思うんですけども、ここに対し て説明がないんですけど、どこに当たるのでしょうか、これが。

○委員長（宗像）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）97 ページの上から 2 番目の相談支援事業委託料でございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。以上で、福祉保健部関係の審 査を終わります。本日の審査はこれで終了いたします。明日も午前 9 時から委員会を再 開しますので、御参集ください。本日は御苦勞様でした。

午後 4 時 23 分 延会